

河南町消費生活だより

～ 創刊号から最新号までのチラシ ～

消費者被害にあわない、
かしこい消費者を目指し、
安心・安全なまちを
つくっていきましょう！



【発行・問い合わせ先】

河南町役場 まち創造部 農林商工観光課



もくじ



●平成23年度

第1号 消費生活相談	1
第2号 クーリング・オフ制度	3
第3号 衣食住に関する表示マーク	5
第4号 賃貸住宅の退去時の原状回復トラブル	7

●平成25年度

第9号 金融商品に関する相談事例やトラブルにあわないために注意するポイント	17
第10号 食品表示	19
第11号 冬の製品事故情報	21
第12号 通信販売	23

●平成27年度

第17号 有料老人ホームをめぐる消費者トラブル	33
第18号 子どもの消費者トラブル	35
第19号 マイナンバー制度に関連した消費者トラブル	37
第20号 葬儀サービスに関する消費者トラブル	39

●平成29年度

第25号 振り込め詐欺、急増中！	49
第26号 都市ガスの小売全面自由化がスタート！	51
第27号 河南町の相談傾向	53
第28号 ネット予約で旅行するときの注意点	55

●平成24年度

第5号 平成23年度の消費生活相談の傾向	9
第6号 一般用医薬品	11
第7号 相談件数の多い悪質商法の手口	13
第8号 クリーニングトラブルにあわないために注意するポイント	15

●平成26年度

第13号 契約	25
第14号 貯蓄と保険	27
第15号 高齢者の相談	29
第16号 河南町の相談傾向	31

●平成28年度

第21号 電力小売全面自由化について	41
第22号 気づいてつなごう！高齢者の消費者トラブル	43
第23号 12月1日施行！衣類の取り扱い表示が変わります	45
第24号 60歳以上の消費者トラブルの変化と実態	47

●平成30年度

第29号 契約と解約	57
第30号 夏に気をつけたい製品情報	59
第31号 原野商法の2次被害	61
第32号 注意してほしい危害・危険情報	63



●平成31年度

- 第33号 河南町の相談傾向……………65
- 第34号 消費者ホットライン「188」……………67
- 第35号 平成の消費者問題を振り返って…69
- 第36号 気をつけたいもうけ話の手口……………71

●令和3年度

- 第41号 河南町の相談傾向……………81
- 第42号 気をつけてほしい調理家電……………83
- 第43号 家庭用蓄電池の勧誘トラブル……………85
- 第44号 ネットリテラシーを身につけよう！
……………87

●令和2年度

- 第37号 河南町の相談傾向……………73
- 第38号 旅行予約サイトを利用する前に…75
- 第39号 身の回りにある製品を事前にチェック
してみよう！……………77
- 第40号 日常における情報セキュリティ対策は
万全ですか！？……………79

●令和4年度

- 第45号 スマホを契約するときの注意点…89
- 第46号 河南町の相談傾向……………91
- 第47号 クーリング・オフ制度を活用しよう…93
- 第48号 「お試し」のつもりが「定期購入」に！？
……………94

河南町消費生活だより

創刊号 平成23年6月発行

皆さん、はじめまして。河南町消費生活相談窓口です。

平成23年度から、「河南町消費生活だより」を
年4回発行することになりました。

消費者被害にあわない、かしこい消費者を目指し、
住民の皆さんと一緒に消費生活について考え、
安心・安全なまちをつくっていきたいと思っていますので
よろしくお願いします。



★第1回目は、「消費生活相談」についてです。

消費生活相談とは…？

皆さんは、「契約」という言葉を聞くと、どんなことを思い浮かべますか？

契約というと、不動産の建売住宅の購入やアパートを借りる、住宅ローンの申し込みをするなど、契約書を取り交わす特別なことと思いがちですが、私たちは日常生活の中であまり意識をしないで契約をしています。



例えば

- ・スーパーで野菜を買う
- ・電車に乗る
- ・携帯電話でメールをできるようにする
- ・気に入った絵画を見つけ、契約書は
交わしてないが口頭で買う約束をした

など

ポイント① 契約は当事者同士の合意があれば成立します。

ポイント② 契約が成立すると、当事者には「権利」と
「義務」が生じます。

ポイント③ 契約は、当事者の一方的な都合で、解除する
ことはできません。

(ただし、例外として契約の解除や取消しができる場合もあります。)

署名・押印をしたものだけが契約ではなく、口約束や署名だけでも「売ります」「買います」という合意があれば契約は成立しています。トラブルに遭わないために、事業者から交付される申込書や注文書、契約書などの書類は必ず内容をよく読み、それが今必要なのか、他と比べて納得できる内容なのかをよく考えてから契約する習慣を身に付けましょう。(広報5月号抜粋)

消費生活相談窓口とは・・・？



窓口では、相談内容の秘密を守りながら、商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、問題解決のための助言や情報提供を行っています。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まずに気軽に相談してください。

～相談窓口よりひとこと～

■「子ども安全メール from 消費者庁」をご存じですか？

次のサイトに登録をすると、主に、就学前までの子どもの事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起情報などが毎週木曜日に携帯電話やパソコンに配信されます。

<http://www.caa.go.jp/m/>（携帯電話から）

<http://www.caa.go.jp/kodomo/>（パソコンから）



■現在、河南町に寄せられている相談事例

- ①突然、業者が自宅に訪問し、金やプラチナ等の貴金属や着物を買取するというサービスに関する相談が寄せられています。
- ②「電線の修理の作業をしていて、お宅の家の屋根がおかしいので修理をします」などと言い、冷静に判断できないまま契約をせまるという相談が寄せられています。

《注意》 このように、突然事業者が訪問して来た場合は・・・

1. 必ず、販売目的が何か、どのような事業者なのかをきちんと確認し、契約するかどうか十分慎重に、まずは検討してください。
2. ②の事例は、契約書を受け取った日から8日間なら、無条件解約ができます（クーリング・オフ）。8日間が過ぎても解約できる場合がありますので、ご相談ください。



問い合わせ先

日時 毎週月・木曜日（祝日、年末年始は休み）
午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）
電話 0721-93-2500（代表）内線251・252



■下記の専門家団体が、土、日曜日も消費生活に関する相談を受け付けています。

土曜日 ☎ 06-4790-8110 （社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

日曜日 ☎ 06-6203-7650 （社）全国消費生活相談員協会



河南町消費生活だより

第2号 平成23年9月発行

皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

まだまだ、暑い日が続くとおもいますが、体調管理には十分気をつけてくださいね。

第2号では、「クーリング・オフ制度」について考えていきたいと思います。

皆さんは、こんな経験をしたことはありませんか？



突然、事業者が自宅に来て「無料で床下点検をします。」と言うので見てもらうと「このままでは家が傾く。すぐに床下工事が必要。」と言われ不安になり、工事の契約をして代金の一部も支払った。しかし、翌日、契約を解除したいと思ったが、お金も支払っているし何とかすることはできないかなあ…？

クーリング・オフ制度とは…？

訪問販売など対象となる取引内容において、消費者がセールスマンから不意打ち的な勧誘を受け、じっくり考えられないまま契約をしてしまうことがあります。このような消費者を救うため、一定期間内であれば特別な理由がなくても無条件で契約を解除できる制度です。



【対象となる主な取引内容】

・訪問販売	8日間
・電話勧誘販売	
・特定継続的役務提供契約 (エステティックサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス)	
・連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	

Q:クーリング・オフ期間に8日間と20日間の違いがあるのはなぜ？

A:連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引は、訪問販売などのように単なる不意打ち的な取引というだけではなく、契約内容が複雑で分かりにくいいため、クーリング・オフ期間を長く設定しています。

【注】 次のような契約の場合は、クーリング・オフは適用されません。

消費者自らが店に出向いて買い物した場合や3,000円未満の現金で契約した取引、乗用車のようなよく考えて契約をする取引、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込む通信販売、化粧品・健康食品などの消耗品を使用または一部使用した場合など。

クーリング・オフするとどうなるの…？

契約は初めから無かったことになり、商品などの引渡しや代金の支払いが既にされた場合でも、事業者負担で商品を返還し、代金を速やかに返金する義務が事業者にあります。また、消費者が、損害賠償や違約金を支払う必要もありません。

クーリング・オフ通知の記載例

※同時に、クレジット契約を一緒にした場合は、必ずクレジット会社にも通知書を郵送します。

契約解除通知書

- ①契約年月日
- ②商品名または、サービス名
- ③契約金額
- ④販売会社名
- ⑤販売担当名

上記日付の契約は解除します。
〇〇年〇〇月〇〇日

契約者住所
氏名

- ・ 書式は自由ですが、はがきなどの書面で通知します。
- ・ はがき両面のコピーをとり、証拠が残るように簡易書留か特定記録郵便で送りましょう。
- ・ クーリング・オフの効力は、この通知を発信したときに発生するので、消印がクーリング・オフ期間内であれば、有効です。
- ・ 契約書、はがきのコピー、郵便局の受領書などの関係書類を大切に保管しておきましょう。



河南町消費生活相談窓口でもクーリング・オフ通知の書き方を助言していますので、気軽にご相談ください。

■相談窓口よりひとこと■～「未公開株」「私募債」「ファンド」取引のトラブルが発生！！

＜勧誘文句の事例＞

1. 「過去の被害を全額回復してあげる。」と被害回復をうたい未公開株を購入させるケース（被害回復型）
2. 複数の業者が登場し、結局最後には業者と連絡が取れなくなるケース（劇場型）
3. 「金融庁の者ですが…」と公的機関をかたって消費者を勧誘するケース
4. 謝礼や高値買い取りを約束し、結局最後には業者と連絡が取れなくなるケース（代理購入型）



＜注意＞

1. もうけ話を安易に信じないようにしましょう。
2. 未公開株や社債の販売ができるのは、金融庁の登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社のみです。
まず、勧誘を行う事業者が登録業者かどうかを確認するようにしましょう。
（※登録業者だからといって、取引の安全性が保証されているわけではありません。）
3. 支払ったお金を取り戻すことは難しいので、安易にお金を支払わないようにしましょう。

問い合わせ先

日 時	毎週月・木曜日（祝日、年末年始は休み） 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所	河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）
電 話	0721-93-2500（代表） 内線251・252

河南町消費生活だより

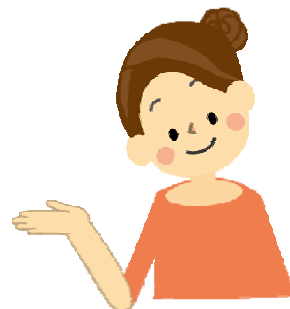
第3号 平成23年12月発行

皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

普段、生活していると、色々なマークを目にすることがあると思います。

これらのマークは、私たち消費者にとって品質や安全について知る情報源になります。

そこで、第3号では、消費生活に関連した「衣食住に関する表示マーク」について、事例を取り入れながら、いくつか紹介したいと思います。



【“衣”編：クリーニングに出したジャケットが色落ちした／ワイシャツを紛失された】



LD マーク

クリーニング生活衛生同業組合に加盟しているクリーニング店に付与されるマーク

《問い合わせ》 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
Tel 03-5362-7201



S マーク

47都道府県の生活衛生営業指導センターに登録し、営業しているクリーニング店業、理容業、美容業、一般飲食店営業などの店に付与されるマーク

《問い合わせ》 全国生活衛生営業指導センター Tel 03-5777-0341

※これらのマークを掲示しているお店では、万が一、クリーニングトラブルが生じたときのために、「クリーニング事故賠償基準」を採用しています。



【“食”編：「有機野菜」の商品って本物？／「地域特産品」を買いたいなあ…】



有機
JAS マーク

原則、2年以上にわたり、化学肥料や農薬を使用せず、たい肥などの有機肥料によって生産された農産物やそれらを原材料として作られた農産物加工品に付与されるマーク
《問い合わせ》 農林水産省消費・安全局表示・規格課

Tel 03-3502-8111



E マーク

地域の原材料の良さを活かして作られた、原材料や素性が明確な特産品に、都道府県が付与する共通の認証のマーク

《問い合わせ》 農林水産省消費・安全局表示・規格課
Tel 03-3502-8111

※有機農産物及び有機農産物加工食品については、有機 JAS マークが付いているものだけに「有機」「オーガニック」などと表示ができます。

また、E マークは、地域の原材料の良さを活かして作られた「地産地消タイプ」の特産品であることを意味しています。

これらのマークの意味を知ると、食品を選ぶ目安になりますね。



【“住”編：家族みんなが暮らしやすいようにバリアフリーの程度を評価した住宅を建てたいなあ…】



品目ごとに定められた認定基準をクリアした、耐久性、安全性などの品質・性能とアフターサービスなどに優れた優良住宅部品に付与されるマーク
 ≪問い合わせ≫ (財)ベターリビング
 Tel 03-5211-0680

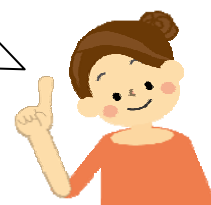


国土交通大臣の登録を受けた第三者機関「登録住宅性能評価機関」が申請に基づき住宅を評価し交付される住宅性能評価書に付与されるマーク

≪問い合わせ≫ 住宅性能評価機関等連絡協議会事務局
 Tel 03-5211-0564

※製品や施工に起因する万が一の事故に備え、部品の修理・交換に対応する「保証責任保険」と、損害賠償に対応する「賠償責任保険」の2種類のBL保険があります。]

紹介したマークはほんの一部ですが、マークを確認し、どんな意味があるのか、正しく読み取り見極めた上で、商品選択や実際の消費生活の中で活かしていきましょう！



■相談窓口よりひとこと■ ～インターネットでのワンクリック請求に注意！～

≪事例≫

- ・パソコンや携帯電話で無料の動画を見ようと画像をクリックし、次へ次へと進むと、突然、「会員登録完了」画面になり、不当な料金を請求された事例。
- ・利用者のパソコンにウイルスを感染させ、数分おきに登録料金の請求画面を表示させ心理的に追い込まれ、不当な料金を請求された事例。



≪消費者へのアドバイス≫

- ・事業者と連絡をしてしまうとかえって個人情報知られるため、利用した覚えがなければ一切支払わずに無視するようにしましょう。
 - ・心当たりがある場合でも、電子消費者契約法(※)によって契約が無効となる場合があるので、安易に支払わずに、消費生活相談窓口にご相談してください。
- (※消費者がウェブサイト上で行う契約で、事業者が消費者に対し、契約内容の確認・訂正ができる処置を施していない場合は、金額やサービス内容などの重要事項について、消費者の勘違いにより操作ミスがあったとしても、契約に対して誤解や勘違いによる無効が主張しやすくなった法律)
- ・ウイルスに感染して請求画面が消えない場合は、(独)情報処理推進機構のホームページを参考にしながら、システムの復元をするようにしましょう。<http://www.ipa.go.jp/security/restore/>

問い合わせ先

河南町消費生活相談窓口

日 時 毎週月・木曜日(祝日、年末年始は休み) 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
 場 所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内(役場2階)
 電 話 0721-93-2500 (代表) 内線251・252

河南町消費生活だより

第4号 平成24年3月発行

皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

まだ寒い日が続くとおもいますが、風邪をひかないように皆さん、体調管理には気をつけてくださいね！

第4号では、広報2月号でも紹介した進学や就職・転職にむけて、引越の「賃貸住宅の退去時の原状回復トラブル」について考えてみましょう。



～現在こんな相談が寄せられています～

引越（退去）の時に、

- ① 貸主から特約にないハウスクリーニング代と畳表替え費用を請求された。
通常どおり使用していたのに納得できない。
- ② 床の修理代や冷蔵庫の交換費用等を請求されたが、納得できない。
どこまで負担するべきか。



これらのような場合は原状回復費用として支払う必要があるのでしょうか…？

～原状回復義務とは～

賃貸住宅における原状回復義務とは、借主の故意・過失によって生じた住宅の汚れや破損、無断で原状を変更した時に修繕費を支払う責任をいい、住宅を「入居時の状態に完全に戻す」という意味ではありません。

《支払う必要がある場合》

- ・飲み物等をこぼしたことによるシミやカビ
- ・壁等の下地ボードの張替えが必要な程の釘穴
- ・ペットによる傷ついたフローリングや柱のキズ
- ・引越作業で生じたキズ
- ・電灯の直付けによる天井のキズ 等



借主の故意・過失・不注意によって生じた損耗等の回復費用は、借主負担。



《支払う必要がない場合》

- ・日照によるフローリングや壁の変色
- ・エアコン設置による壁のビス穴や跡
- ・家具の設置によるへこみ、設置跡
- ・冷蔵庫やテレビ等の裏の黒ずみ
- ・結露による壁紙等の染み、カビ汚れ
- ・穴あき、ゆがみ等による網戸の交換 等

経年変化（建物・設備等の自然的な劣化や損耗等）や通常損耗の回復費用は、貸主負担。



【トラブルを未然に防ぐには・・・】

・ 契約時に原状回復等の契約内容を確認しましょう！

※契約の中には、借主に経年変化や通常損耗の回復義務を負担させるような特約を定めたものもあるので、特約の有無・原状回復義務の内容についてよく確認しておきましょう。

・ 入居時の部屋の状態（損耗の有無）を確認しましょう！

※入居前に、貸主の立会いのもと、損耗があれば写真にとり保存しておきましょう。

・ 入居中はマナーを守り、部屋を汚したり傷つけたりしないように注意しましょう。

■他にも退去時における原状回復のトラブルがたくさんあります。

より詳しく原状回復について知りたい方は・・・

国土交通省のホームページで「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が公表されていますので、退去時の立会い前に、借主の負担すべき範囲について確認しておくと参考になります。

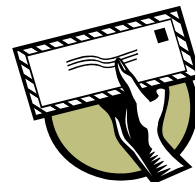
(<http://www.mlit.go.jp/>)

または、河南町消費生活相談窓口までお問い合わせください。

■河南町相談窓口よりひとこと■ ～海外からの当選金獲得には注意！～

《事例》

- ・「1億円を受け取る権利が発生！という封書が来た。」「身に覚えのない当選通知が届いた。」など、海外宝くじの手紙がエアメール等で送られてきた。
- ・海外から「宝くじの当選金を受け取る権利がある」というような主旨の手紙が届いたので、当選金をもらう為に必要な費用を支払ったが、当選金が振り込まれてこない。



《消費者へのアドバイス》

- ・事例のような通知が届きいつか必ず当たると信じ込み、当選金を受け取る為の手数料を払い続け、被害に気付いた時には多額の費用をつぎ込んでしまっているというケースが見られます。
- このような手紙が届いたとしても、無視するようにしましょう。

手紙は、主にオーストラリアやドイツ、香港、カナダ、中国などからエアメール等で送られてきます。

海外の宝くじは日本国内で買うだけでも違法です！
当選することはありません！！
絶対に手を出さないようにしましょう！

問い合わせ先 河南町消費生活相談窓口

日 時 毎週月・木曜日（祝日、年末年始は休み）午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）
電 話 0721-93-2500（代表） 内線251・252

河南町消費生活だより

第5号 平成24年6月発行



皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

早いもので「河南町消費生活だより」も、創刊から一年が経ちました。

そこで第5号では、昨年度を振り返り「平成23年度 河南町の消費生活相談の傾向」について考えていきたいと思います。



平成23年度、消費生活相談窓口に寄せられた相談件数は、27件でした。

【相談の多い商品・役務(上位5位)】(左:全国の件数 右:河南町の件数) (H23.4.1~H24.3.31 まで)

順位	商品・役務	件数
1	運輸・通信サービス	207,988
2	金融・保険サービス	130,387
3	教養娯楽品	67,255
4	レンタル・リース貸借	48,860
5	その他の役務	36,667

順位	商品・役務	件数
1	運輸・通信サービス	7
2	金融・保険サービス	5
	土地・建物・設備	5
4	住居品(浄水器など)	3
5	その他(被服品など)	7

1位の運輸・通信サービスに関するトラブル情報については、第3号で掲載しましたので今回は、金融に関するトラブルについて考えてみましょう。

1. 「未公開株・社債・投資取引・通貨の取引」に関する相談が増えています！！



《相談事例》

突然、A社から未公開株を勧誘するパンフレットが、自宅に届いた。その後、B社から電話があり、「A社のパンフレットを持っていませんか？代わりに未公開株を購入してくれば、自社が高値で買い取ります。」と言うので、未公開株を購入した。しかし、事業者と連絡が取れなくなり、買い取りされなかった。

2. 投資詐欺によく使われている商品名を紹介します！！

- ・外国通貨(イラクやベトナム、アフガニスタン、リビアなど通貨の両替)
- ・温泉付き有料老人ホーム利用権
- ・医療機関債
- ・CO₂排出権
- ・「水資源の権利」を購入するための譲渡担保権

注意

未公開株や社債以外にも、上記のような様々な新しい商品を使った儲け話が出てきていますので、注意してください。

3. 被害にあわないために・・・

- ・「あなただけ儲かる」などというような、儲け話はありません。
「必ず上場する」「絶対に儲かる」などという安易な儲け話をもちかけられてもきっぱりと断りましょう。
- ・過去に投資トラブルにあった消費者は、二次被害に遭いやすいので注意しましょう。
- ・支払ったお金を取り戻すことは難しいので、急いでお金を支払わないで、契約する前に家族や周りの人、消費生活相談窓口にご相談しましょう。万が一、お金を支払ってしまった場合は、すぐに警察や金融機関に連絡をし、振り込んだ預金口座の利用停止を求めましょう。

■相談窓口よりひとこと■ ～消石灰による目の事故にご注意を！！～

《消石灰とは…？》

肥料用消石灰は、酸性の土壌を中和させて作物に適した土壌を作るために用いられる肥料で、農業や家庭菜園では、農作物の育成のための土づくりに欠かせません。

別名、水酸化カルシウム。生石灰(酸化カルシウム)に水を加えて作られる強アルカリ性の物質です。水酸化カルシウムの危険有害性は、「皮膚刺激」「重篤な目の損傷」「呼吸器系の障害」などが挙げられています。

《肥料用消石灰の表示》

肥料用消石灰は、肥料取締法に基づき、肥料の容器または包装の外部に肥料の種類や名称、保証成分量など農林水産省令で定める事項等を記載した保証票を付けなければいけません。

しかし、使用上の注意事項や警告表示は法律で義務付けられていません。

《危害事例》

肥料用の消石灰を入れたバケツを左手に持ち、畑に散布しているときに転倒した。その際、バケツに入れてあった肥料用消石灰をかぶり両目に入ってしまった。治療を受けたが、左目を失明してしまった。



消石灰は強アルカリ性であり、目に入ると危険なものですが、農業や園芸には必要なものです。

危険性を知った上で、できるだけ安全に使うようにしましょう。



アドバイス

★肥料用消石灰を使用するときは、保護眼鏡や保護手袋を着用するなど十分に注意しましょう。

★使用する際は、応急処置も一緒に覚えておきましょう。
万が一、目に入った場合は、きれいな水で十分に洗浄し、すぐに医師の診察を受けましょう。

★直射日光など高温になる場所を避け、水気のない換気の良い場所に保管するなど保管方法に気をつけましょう。

問い合わせ先

河南町消費生活相談窓口

日 時 毎週月・火・木曜日(祝日、年末年始は休み) 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内(役場2階)
電 話 0721-93-2500 (代表) 内線281・282

24年4月から相談
日が増えました!



河南町消費生活だより

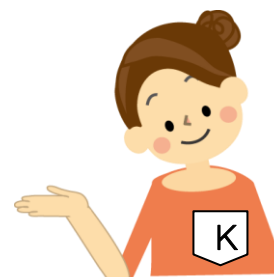
第6号 平成24年9月発行



皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

皆さんは、「セルフメディケーション」という言葉を聞いたことがありますか？セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、風邪をひいた時に薬を飲むなど、軽い病気やけがの症状緩和や予防のために、一般用医薬品などを使って自分で手当てすることです。

そこで、第6号では「一般用医薬品」について考えたいと思います。



一般用医薬品って何？

薬には、医師の処方せんがなければ入手できない医療用医薬品と、薬局・薬店・ドラッグストアなどで直接購入できる一般用医薬品（いわゆる大衆薬）があります。

平成21年の薬事法の改正に伴い、次のようなことが大きく2点変わっています。

- ① リスクの程度に応じて、一般用医薬品が3つのグループに分類された点。
- ② 購入する薬のリスク分類により、専門家の対応や商品陳列方法が変わった点。



一般用医薬品の分類

リスク分類	対応する専門家	質問がなくても積極的に行う情報提供	相談があった場合の相談対応
第1類医薬品	薬剤師	文書での情報提供を義務づけ	義務
第2類医薬品	薬剤師または登録販売者	努力義務	
第3類医薬品		法律上の規定なし	

第1類医薬品

一般用医薬品としての使用経験が少ないなど、安全性上特に注意を要する成分を含む、リスクが特に高い

例：H2ブロッカー含有薬、一部の毛髪用薬など

第2類医薬品

まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含む、リスクが比較的高い

例：主なかぜ薬、解熱鎮痛



など

第3類医薬品

日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含む、リスクが比較的低い

例：主な整腸薬、ビタミンB・C含有保健薬など



薬の専門家

薬剤師

⇒ 国家資格を持った薬の専門家で、医療用医薬品から一般用医薬品まですべての薬を販売することができます。

登録販売者

⇒ 第1類医薬品を除く一般用医薬品を販売することができます。

名札で見分けて下さいね！





薬に関するトラブル事例

- ・子どもが誤って食品と勘違いして薬を飲んでしまった。
- ・薬を包装ごと飲み込んでしまい、のどや食道などを傷つけた。



ワンポイントアドバイス

- ・薬は、子どもの手の届かない所に保管するようにしましょう。また、不要な薬を廃棄する場合も、子どもの目に触れないように処分するようにしましょう。
- ・誤飲事故を防止するためにも、薬を一錠ずつに切るのはやめましょう。



薬を正しく使うために…

薬は、定められた量より多く飲んだからといい、よく効くものではありません。また、2つ以上の薬を併用することにより、薬が効きすぎたり、思わぬ副作用が現れたりすることがあります。

一般用医薬品には、その薬を正しく使用する上で「説明文書(添付文書)」がついています。説明文書には、用法・用量、効能・効果などのほか、使用上の注意、副作用に関する情報が記載されていますので、使用する前には必ずよく読むようにしましょう。

また、万が一、薬を使用中に何か異常を感じたら、すぐに使用を中止し、医師や薬剤師に相談するようにしましょう。

■相談窓口からひとこと■ ～消費者問題出前講座開催のお知らせ～

テーマ：生活設計と生命保険

場所：河南町役場4階 大会議室南にて

日時：平成24年10月23日(火) 14時～15時30分



国民生活センターによると、不安(お金・健康・孤独)につけ込む悪質商法による消費者被害が高齢者被害の傾向としてあげられています。

そこで、町の相談窓口では、生命保険文化センターから講師をお迎えし、「生活設計と生命保険」をテーマに、これから必要な生活設計の考え方や、経済的なリスクへの備え方(生活保障)について講座を開催します。

皆さんの大切な財産を守るため、安心した消費生活を送るためにも、たくさんのご参加をお待ちしています。

問い合わせ先

河南町消費生活相談窓口

日 時 毎週月・火・木曜日(祝日、年末年始は休み) 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内(役場2階)
電 話 0721-93-2500 (代表) 内線281・282



河南町消費生活だより

第7号 平成24年12月発行



皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

全国の消費生活センターには、若者や高齢者からの消費者被害に関する相談が多く寄せられています。

皆さんが消費者被害にあわないように注意をしていますが、悪質業者による手口は年々、巧妙になっています。

そこで、第7号では「相談件数の多い悪質商法の手口」について紹介します。



点検商法

「点検に来ました」「無料で点検します」などと言って、突然、消費者の自宅に訪問し、「水質に問題がある」「布団にダニがいる」など、事実と異なることを言って、商品やサービスなどを販売する商法

布団、浄水器、消火器、リフォームなど



無料点検を装って自宅に訪問し、消費者の不安をあおるような点検結果を出し、商品やサービスの契約をさせるのがこの商法の手口です。

このような訪問販売には、事業者が契約書面の交付が義務づけられており、消費者が契約書を受け取った日から8日間は、無条件解除ができるクーリング・オフ制度が設けられています。

また、勧誘時に事実と異なる説明を信じて契約した場合、クーリング・オフ期間が経過した後も契約を取り消すことができる場合がありますので、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

利殖商法

「値上がり確実」「必ずもうかる」など、利殖になることを強調して、未公開株や社債の投資や出資を勧誘する商法

一度被害にあった人に、「被害を救済します」などのセールストークで再び勧誘し、二次的な被害を与えることもあります。



過去に購入した金融商品を買取ると勧誘したり、複数の事業者が登場し、消費者にお金を支払わせるために色々な手口で勧誘する劇場型、実在する金融機関や公的機関を名乗って詐欺的な勧誘をするのがこの商法の手口です。最近の特徴として高齢者や過去に金融商品を購入した人がねらわれているので、安易なもうけ話は信じないこと、一度支払ってしまったお金を取り戻すことは難しいので、急いでお金を支払わないで契約する前に周りの人に相談しましょう。

無料商法

「無料サービス」「無料招待」など無料であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを購入させる商法

エステ、日帰り旅行、出会い系サイト、デジタルコンテンツなど



その場の雰囲気やエステの無料体験、招待旅行など日常と違う雰囲気の中で気分が高揚し、つい購入してしまう消費者の心理をねらったものがこの商法の手口です。ぴったりと店員に付けられたりして断りきれずに契約してしまうケースもあります。クーリング・オフができる場合もありますが、契約する前に本当に必要なものかをよく考え、要らなければはっきりと断るようにしましょう。

その他、広報でも紹介したような便乗商法、当選商法、開運商法、サクラサイト商法などがあります。皆さんも日頃から情報収集を行い、このようなトラブルにあわないように注意しましょう。



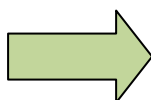
■相談窓口よりひとこと■ 河南町に寄せられている相談事例 ～悪質な「有料メール交換サイト」に注意！～



① SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や懸賞サイト等に登録後、「メル友になってほしい」、「メール交換費用を負担するから悩みを聞いてほしい」などと言われ有料のメールのやりとりをした結果、費用が高額になった。



② 無料とうたう出会い系サイトに登録後、「お金を援助する」というメールが来た。その後サイトからお金の受け取り方法に関するメールが届いたが、文字化け解除のためにポイントを購入する必要があると言われ、連絡先を交換するために次々とポイントを購入した。しかし、結局相手と直接連絡を取り合うことも出来ず、支払いだけが残ってしまった。



相手がサクラだと証明することは難しく、支払ったお金を取り戻すことは困難です。インターネットで知り合ったメール交換の相手を簡単に信用しないようにしましょう。また、トラブルにあった場合や不安に思うことがあれば、可能な限りサイト内に残っているメールや支払い記録等を保存し、すぐに消費生活相談窓口にご相談してください。

●計量に関する講座・家庭用計量器無料診断のお知らせ●



日時：12月6日（木） 午後1時30分～午後3時 場所：河南町役場4階 大会議室南
内容：大阪府計量検定所職員による「計量」の話

家庭用計量器（体重計、キッチンスケール、ベビースケール、体温計）の無料診断

問い合わせ先

河南町消費生活相談窓口

日時 毎週月・火・木曜日（祝日、年末年始は休み） 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）
電話 0721-93-2500（代表） 内線281・282



河南町消費生活だより

第8号 平成25年3月発行



みなさん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

もうすぐ春ですね！とは言っても、まだまだ寒い日が続くと思いますので、みなさん、体調管理には気をつけてくださいね！

春は新学期、衣替えの季節です。クリーニングに出し、きれいにして収納したはずの洋服を出してみると、「シミがついていた」、「穴があいていた」、「変色していた」などの経験をしたことはないでしょうか。

そこで、第8号では「クリーニングトラブルにあわないために注意するポイント」について考えたいと思います。



① 衣類を出す前の注意点

- ・ポケットの中身を確認しましょう。
- ・破れや穴、ホツレがないか確認しましょう。
- ・シミや汚れの場所を確認しましょう。シミや汚れの付いている箇所があれば、糸印をつけるなどしておきましょう。
- ・外れそうなボタンがないか確認しましょう。あれば、しっかり付けなおしておきましょう。
- ・装飾ボタンは取り外しておきましょう。

② 衣類を預ける時の注意点

- ・スーツやアンサンブルなどのセットの衣類は一緒に出し、上下セットであることを伝えましょう。
- ・シミや汚れ、キズの場所やシミの原因などはあらかじめ伝えましょう。
- ・出来上がり日を確認し、預かり証は大切に保管しましょう。

③ 衣類を受け取る時の注意点

- ・預かり証を持っていきましょう。
- ・預けた衣類に間違いはないか、依頼したシミや汚れがとれているか、ボタンなどの付属品がなくなっていないか、衣類に異常がないかなど、お店の人と一緒に確認しましょう。

④ 衣類を保管するときの注意点

- ・ビニールカバーを外し、しばらく日陰干しをし、不織布など通気性のよいカバーに取り替え保管しましょう。
- ・防虫剤や除湿剤などは適切に利用しましょう。



ビニールカバーは仕上がったものを汚さないための包装で、長期保管には適しません。このまま収納するとカビがはえたり、衣類が変色することがあります。また、防虫剤は衣類の上に置きましょう。2種類以上の防虫剤を混ぜると、染みや変色の原因にもなるので注意しましょう。

●事例1●

クリーニングに出したブラウスを半年後に着用しようとしたところ、襟のあたりに薄いシミができていた。



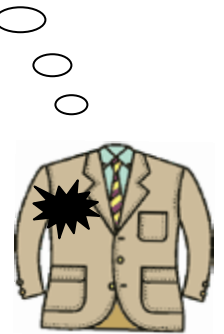
●事例2●

クリーニング店から帰宅後、コートのボタンが1つなくなっていることに気づいた。すぐにクリーニング店に連絡をし、見つかったものの、乾燥機にかけたことが原因で、ボタンが黒く変色していた。別のボタンで代用したが、雰囲気が変わってしまい不満。

クリーニングトラブルは、メーカーによる製造上の要因（加工・縫製不良による形状変化）、消費者による使用上の要因（着用によるスレや自然損耗）、クリーニング業者による処理上の要因（預かり品の管理不徹底）が複合的に関わって発生する 경우가多く、原因や責任の所在の特定が難しいのが現状です。

クリーニング業に関する標準約款では、「クリーニング事故賠償基準」の規定があり、補償を求めることができる場合があります。

後々のトラブルを防ぐためにも、気づいたことがあれば、すぐにクリーニング店に伝えるなど、クリーニング店を上手に活用しましょう。



■相談窓口からひとこと■ ～スマートフォンって何？スマートフォンを上手に利用するために～



スマートフォン

スマートフォンは、携帯の基本機能とパソコンの機能を合わせた高機能携帯電話で、パソコン用のウェブサイトの閲覧もでき、色々な情報を収集することができます。参考になるホームページを紹介します！

（独）情報処理推進機構 <https://www.ipa.go.jp/>

スマートフォントラブルにあわないための対策をいくつか紹介！



大容量のデータ通信が自動で行われるため、**パケット通信料が高額**になりやすくなっています。パケット使用料の上限が決められた**定額制の契約**をするなど検討しましょう。



スマートフォンは、アプリケーションのダウンロードを通じてウイルスに感染するなど、情報セキュリティ上の危険があります。スマートフォン用の**セキュリティ対策ソフト**の利用を検討しましょう。



アプリケーションによっては、スマートフォンに保存された個人に関する情報（電話帳、位置情報など）にアクセスするものがあります。自分のいる場所を知らせたくない時は、**位置情報機能をオフ**にしてから使用するよう、利用者自身で安全管理をしましょう。

問い合わせ先

河南町消費生活相談窓口

日 時 毎週月・火・木曜日（祝日、年末年始は休み）午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内（役場2階）
電 話 0721-93-2500（代表）内線281・282



河南町消費生活だより

第9号 平成25年6月発行



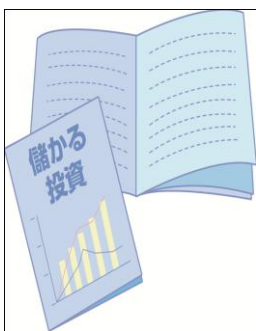
みなさん、こんにちは。

(独) 国民生活センターには、金融関連・商品サービスに関するトラブルが多く寄せられています。

そこで、第9号では、金融商品に関する相談事例やトラブルにあわないために注意するポイントについて考えたいと思います。



●金融商品って何？



銀行、証券会社、保険会社など金融機関が提供・仲介する各種の預金、投資信託、株式、社債、公債、保険など金融商品取引法により規制されるものをいいます。

～金融商品取引法～

投資性のある金融商品を取引する際の利用者保護と、透明で公正な市場づくりをめざした法律です。(※一般の預金、保険等は対象外)

●金融商品に関する相談事例

1. カンボジアの土地利用権を代理で買えば、10倍で買い取るという電話勧誘があった。来週、代金を振り込む予定だが、大丈夫？
2. リスクの説明もなく、内容も分からないまま投資信託と投資型年金の金融商品を購入させられたが、大丈夫？



- ・事業者は、顧客に対して、真実ではないことを言って商品を購入させたり、「必ず上がります」「絶対に〇〇になります」などと断定をしたり、そう思わせるような表現を使って勧誘することは禁止されています。
- ・金融商品は、必ず安全というものではありません。投資判断を誤らせるセールストークなどに、だまされないようにしましょう。
- ・取引を事業者任せっきりにすることは絶対にしないようにしましょう。

●金融商品トラブルにあわないために…事業者に義務付けられているのでまず確認！

① 内閣総理大臣への登録

※登録業者かどうかは、金融庁のホームページで確認できます。ただし、登録業者だからといって、取引の安全性が保証されているわけではないので注意しましょう。

②顧客の知識や経験、資産状況、購入目的などを確認したうえで、顧客に合った商品をすすめること。

※分からないことは納得のいくまで説明をしてもらいましょう。

③契約前と契約後には、契約内容を説明した書面を顧客に渡すこと。

※交付された書面は、勧誘や取引の証拠になるので、必ず保管するようにしましょう。

～平成24年度 河南町の消費生活相談の傾向～

平成24年度、消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、32件でした。



●平成23年度● (H23.4.1～H24.3.31 まで) 27件

順位	商品・役務	件数
1	運輸・通信サービス	7
2	金融・保険サービス	5
	土地・建物・設備	5
3	住居品(浄水器など)	3
4	その他(被服品など)	7



●平成24年度● (H24.4.1～H25.3.31 まで) 32件

順位	商品・役務	件数
1	運輸・通信サービス	12
2	金融・保険サービス	5
	土地・建物・設備	5
3	食料品	3
4	保健・福祉サービス	2
	住居品(消火器など)	2
5	その他	3

去年と比較すると相談内容の順位にほとんど変化はありませんでしたが、1位の運輸・通信サービストラブルは、相談が増えています。そこで、インターネット関連トラブルの事例をご紹介します。



パソコンで動画を見ようとしたら、アダルトサイトに繋がった。いくつかの質問に「はい」をクリックしたら登録され、料金を請求された。

オンラインゲーム会社から突然、IDを永久停止するとのメールが届いた。
身に覚えがなく、一方的で納得できない。



●おかしいな、困ったなと思った時は、すぐにご相談ください。

※4月1日から、消費生活相談業務の広域化がスタートしました。これに伴い、河南町および富田林市、太子町、千早赤阪村の消費生活相談は「富田林市消費者相談室」が窓口となります。

【相談窓口】 富田林市消費者相談室

☎ 0721-25-1000 (平日午前10時～正午、午後1時～3時)

[発行・問い合わせ先] 河南町役場 環境・まちづくり推進課(役場2階)

☎ 0721-93-2500 (内線281・282)



河南町消費生活だより

第10号 平成25年9月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。

私たちの周りには、「食」に関する情報があふれています。

そこで、大事な目安となるのが食品表示です。食品表示は、私たちが商品を購入する際に、商品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源になります。

そこで、第10号では「食品表示」について考えたいと思います。



食品表示に関する法律にはどんなものがあるの？

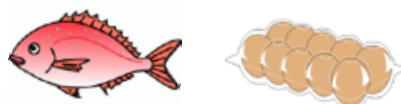
食品衛生法、JAS 法、健康増進法、計量法、景品表示法などたくさんの法律があり、それぞれ所管する省庁、目的、表示対象は異なります。また、これらの法律以外に、ガイドラインや各業界が独自に定めた公正競争規約があります。

どのような食品に表示義務があるの？

表示を行う必要があるかどうかは、包装の有無や販売形態などにより異なります。

生 鮮 食 品

一般消費者に販売されているすべての生鮮食品に、名称と原産地を表示。



加 工 食 品

一般消費者に販売されている加工食品のうちパックや缶、袋などに包装されているものに名称、原材料名、内容量、保存方法などを表示。



有 機 食 品

登録認定機関から認定を受けた事業者により、有機 JAS 規格に基づいて生産、製造された有機食品に表示。

このマークが目印！



遺伝子組換え食品

安全性が確認された農作物及びこれらを主な原材料とする加工食品のうち、遺伝子組換え食品である場合に、その旨を表示。



食品表示に関する相談事例



1. ブロッコリーが入っている箱に書かれた県名と店が表示した札の県名が異なっている。どこに連絡したらいいの？
2. スーパーの店頭で防カビ剤不使用と表示されていたレモンに、防カビ剤が使用されていた。店の対応が信用できない。

「食品表示110番」 ☎03-3502-7804

※農林水産省では、偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け付けています。

★知って得する食品表示★



Q.消費期限と賞味期限ってどう違うの？

未開封の状態、保存方法に記載されている方法で保存した場合、

消費期限…この期限を過ぎると衛生上の危害が生ずる可能性が高くなる

賞味期限…この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない

※開封後や決められた方法で保存していない場合は、期限前であっても品質が劣化していることもあるので、注意しましょう。



ゼロ
0カロリー

Q.カロリー^{ゼロ}0、カロリーオフって本当にゼロ？

「0」や「オフ」と表示されているからといって、全く^{ゼロ}0という意味ではありません。

エネルギー、糖類などの量が
決められた値未満でほとんど
含んでいないものに表示可能
「無」^{ゼロ}「0」「ノン」「レス」「フリー」

エネルギー、糖類などの量が
決められた値以下のものに表示可能
「低」「ひかえめ」「少」「ライト」
「オフ」「ダイエット」

ひとこと



現在の食品表示は、大きく分けて「食品衛生法」「JAS 法」「健康増進法」の3つの法律で定められています。しかし、消費者にとって分かりにくいという指摘があり、表示方法を統一した「食品表示法案」が今年4月に閣議決定されました。

みなさんも表示の意味を見極めた上で正しい商品選択をしましょう。



発行・問い合わせ先



河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721-93-2500 （内線281・282）

※4月1日から、消費生活相談業務の広域化がスタートしました。

これに伴い、河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口となります。



河南町消費生活だより

第11号 平成25年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

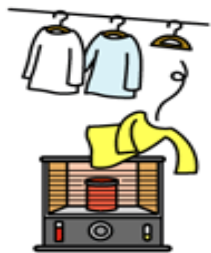
みなさん、こんにちは。
寒い季節になり、暖房機器を使用する機会が多くなってきました。
それに伴い、国民生活センターには暖房機器などの事故情報が寄せられています。

事故を未然に防ぐためにも、暖房機器の点検をし、安全な冬を過ごしてください。

そこで、第11号では「冬の製品事故情報」について紹介します。



石 油 スト ー ブ



【事例】

石油ストーブに洗濯物が落下し、火災が発生した。

【注意ポイント】

洗濯物やカーテンなど燃えやすいものは、ストーブの周辺には置かないようにしましょう。

石 油 ファン ヒ ー タ ー



【事例】

石油ファンヒーターを使用中、近くにあったスプレー缶が爆発した。

【注意ポイント】

カセットボンベやスプレー缶などは、加熱されると破裂・爆発することがあるので、熱源の近くに置かないようにしましょう。

こ た つ



【事例】

こたつの外枠が変形し、ヒーターカバーとこたつ布団がこげた。

【注意ポイント】

火災の原因にもなるので、こたつの中でこたつ布団や座いす、座ぶとん等が、ヒーターユニットに接触しないようにしましょう。

湯 た ん ぼ



【事例】

湯たんぽをカバーに入れて使っていたら、低温やけどを負った。

【注意ポイント】

湯たんぽや電気あんかは、カバーなどをしているでも低温やけどを負うことがあります。寝る前に、布団から出すようにしましょう。

その他にも、事故情報や社告・リコール情報など製品事故に関するトラブルがたくさんあります。

より詳しく知りたい方は、NITE(製品評価技術基盤機構)のホームページを参考にして、製品事故から身を守りましょう。[\(http://www.jiko.nite.go.jp/\)](http://www.jiko.nite.go.jp/)



長期使用製品安全表示制度 をご存知ですか？

製品を長期間使用すると、部品などの劣化(経年劣化)により、火災や死亡事故などを起こすおそれがあります。

そこで、長期間使用する製品について経年劣化による製品事故を防ぐため、平成21年4月から「長期使用製品安全点検・表示制度」が設けられています。

<表示例>

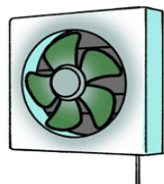


【製造年】20××年

【設計上の標準使用期間】〇〇年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・ケガ等の事故に至るおそれがあります。

- 対象製品● 扇風機、換気扇、エアコン、洗濯機(全自動/2槽式)、ブラウン管テレビの5品目
(※平成21年4月以降に製造または輸入された製品が対象)



確認してみてください！



- ・これらの家電製品を長期間使用していると、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部の部品が劣化して発煙や発火のおそれがあるので注意しましょう。
- ・製品が作動しない、異音や異臭がするなど使用中に異常がみられた場合は、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、メーカーや販売店に相談しましょう。
- ・設計上の標準使用期間を超えた製品はラベルや取扱説明書に従い、対応しましょう。

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課(役場2階)

☎0721-93-2500 (内線281・282)

※4月1日から、消費生活相談業務の広域化がスタートしました。

これに伴い、河南町の消費生活相談は「富田林市消費者相談室」が窓口となりました。



河南町消費生活だより

第12号 平成26年3月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。

近年、急速な広がりを見せているインターネット通販やテレビショッピングは、自宅に居ながらにして買い物ができ、便利な反面、トラブルも多く寄せられています。

そこで、第12号では、「通信販売」について、事例を取り入れながら考えたいと思います。



●相談事例●

～インターネット通販編・テレビショッピング編～



1. インターネット通販で商品を注文し代金を振り込んだが、商品が届かずサイトもなくなり連絡が取れない。どうしたらいいか。
2. ブランド品のバッグを注文したが、偽物が送られてきた。返金を求めているが、返信がない。



「相手と連絡が取れなくなった」「商品が届かない」「返品できない」などのトラブルが寄せられています。

購入する前に、事業者の連絡先や返品特約、支払い方法などを必ず確認するようにしましょう。

1. テレビショッピングでワンピースとスカートを購入した。届いた商品がテレビで見たものに比べ、見劣りするので解約したい。
2. テレビ広告を見て車体についた傷をぬりつぶす補修用ペンを購入した。広告と同じような傷に使用したが、傷を補修できない。誇大広告ではないか。



テレビショッピングは商品を映像によって説明するため、広告と比べ、より印象が強く伝わる特徴があります。消費者が実際に使用しても映像で見たようにいかず、トラブルになる場合があります。映像に惑わされず、よく考えて注文するようにしましょう。

●トラブルにあわないために・・・通信販売にはクーリング・オフ制度がありません！

① 広告を見る時の注意点

- ・販売業者名、販売価格、支払い方法、商品の引き渡し時期、返品に関する表示（返品特約）がきちんとされているか確認しましょう。

② 注文する時の注意点

- ・商品番号や色、サイズをよく確認して注文しましょう。また、商品が届いたときに確認できるように、注文用紙や広告を残しておきましょう。

③ 商品が届いた時の注意点

- ・商品が届いたらすぐに確認しましょう。
- ・注文した商品ではない、数量が違う、商品に破損・汚損があればすぐに事業者連絡しましょう。
- ・商品を返送した場合は、伝票の控えを必ず保管しておきましょう。

④ 支払いに関しての注意点

- ・前払い→商品が届かないなどのリスクを認識しておきましょう。
- ・後払い→支払い期日を守り、受領証は保管しておきましょう。
- ・クレジット払い→カード利用料金明細書は毎月必ず確認しましょう。

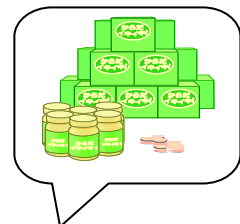
（独）国民生活センター発表

平成25年の消費者問題ニュース

1. 高齢消費者トラブルが6年連続増加
2. 「健康食品の送りつけ商法」が激増
3. ホテルや百貨店でのメニュー表示問題が相次ぐ
4. 薬用化粧品による白斑トラブルが発生
5. 投資トラブル（買え買え詐欺など）の手口が様々な商品に広がる
6. 海外インターネット通販利用増加に伴うトラブルの国際化
7. 依然として多いネットサイト関連（アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム）の相談
8. サラ金の相談が減少傾向にある中、「偽装質屋」が新しく登場



複雑、巧妙化する悪質商法の被害にあわないためには、消費者トラブルについての正しい知識と対処法を身に付けることが必要です。安心・安全な消費生活のために、これからもかしこい消費者を目指しましょう。



【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）



※消費生活相談業務の広域化に伴い、河南町の消費生活相談は「富田林市消費者相談室」が窓口となります。

河南町消費生活だより

第13号 平成26年6月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時



みなさん、こんにちは。

私たちは、日常生活の中で、様々な「契約」をしています。

日頃から契約に関する基礎知識を身に付けておくことは、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぐことにつながります。

そこで、第13号では、「契約」について考えたいと思います。

契約の基礎知識

<契約とは…>

単なる約束とは違う、法的な責任が生じる「約束」のことです。

契約成立



- ✓ 契約書がなくても、当事者同士の合意があれば口頭でも成立します。
- ✓ 契約が成立すると、当事者には「権利」と「義務」が生じます。
- ✓ いったん締結した契約は、原則、一方的にやめることは出来ません。

<身近な契約には以下のようなものがあります>



売買契約

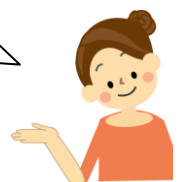


旅行契約



賃貸借契約

契約をした後になって、「契約をしないほうがよかったかな？」と悩んだり、「だまされたかも…」と不安になったり、契約書を確認したら、「聞いた話と違う」などということに気づくこともあります。そこで契約するときのチェックポイントをご紹介します。



契約書

(甲)

印

(乙)

印

誰と、どんな内容で契約するか
しっかり確認！！

契約するときのチェックポイント

- ◆ 商品やサービスの内容は明確ですか。
また、その商品やサービスは今、本当に必要ですか。
- ◆ 代金は全部でいくらですか。
代金のほかに、今後かかる費用はありませんか。
- ◆ 事業者から説明されたことは契約書に書かれていますか。
- ◆ 解約に関する規定や損害賠償・違約金に関する規定は確認しましたか。
- ◆ 契約する前に複数の業者から見積もりをとり、比較検討しましたか。
- ◆ 契約書に、一方的に不利益になるような事柄は書かれていませんか。



事業者のセールストークは安易に信用せず、自分にとって不要な商品やサービスを勧められても、はっきりと断りましょう。

また、クーリング・オフ制度や不実告知（事実と異なることを告げられ契約した）などの条件により、契約の解除や取り消しができる場合もあるので、契約書類は大切に保管し、契約トラブルから身を守りましょう。

河南町消費生活友の会 会員募集！

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。

消費生活について興味のある方、ぜひ一緒に消費者問題について学んでみませんか。



▽主な活動内容

バザーなどのリサイクル推進活動

量目調査（商品の内容量が適正であるかの調査）

社会見学など…



【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第14号 平成26年9月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。

みなさんは、「貯蓄」と「保険」の違いについて上手く説明できますか？

どちらも将来への備えとして大切ですが、それぞれの役割はまったく異なります。

そこで、第14号では、「貯蓄と保険」について考えたいと思います。



貯蓄

将来に備え、お金を蓄えるもの。

<メリット>

いつでも、どんな目的にも自由に使
える。

<デメリット>

目標額に到達するまでに、相当の年
数がかかることもあり、万一の時に
必要な額が貯まっているとは限らな
い。

【種類】

普通預金、貯蓄預金、
定期預金など



保険

不測の事態に備えるもの。

<メリット>

契約の成立時から加入保険の金額が
準備出来ている。

<デメリット>

契約時の支払い基準に該当する万一
のことがないと、保険金は支払われ
ない。

【種類】

医療保険、生命保険、
火災保険、地震保険など



私たちのライフスタイルは、人それぞれ異なります。

例えば、不要な保険に加入していると、貯蓄できていたはずの
お金が保険料として家計から消えてしまうことになります。

また、万一のことが起きた時に、加入すべき保険に入っていな
かったために、家計に大きな負担を負うこともあります。

そこで、貯蓄と保険の考え方に関するポイントを紹介します。



貯蓄と保険の考え方に関するポイント

1. わが家の経済的リスクをよく確認しましょう。

知るぽると（金融広報中央委員会）では、インターネットを利用した家計管理診断や生活設計診断が受けられます。ぜひ、参考にしてください。



2. 公的保険などの基礎的な保障があることを知っておきましょう。

起こる確率は低くても、起こった場合に家計への負担が大きい死亡や災害、事故は、保険でのカバーが欠かせませんが、入院や手術など日常的に起こり得るリスクは、「高額療養費制度」の利用で自己負担限度額を抑えることもできます。

保険商品はあくまで基礎的な保障の上乗せと考え、保険に入る際には、広告などのイメージだけで選ばず、保険に加入する目的をしっかりと考えましょう。

注意喚起 ～家庭用電気マッサージ器～

（国民生活センター発表）

家庭用電気マッサージ器のローラー部の布カバーを外して使用したことにより、衣服が機器のローラー部に巻き込まれ、窒息死したという事故が発生しました。以下の製品については、製造販売業者からの使用中止のお願いが出ています。



販売名：アルビシェイプアップローラー

製造業者名：(株)的場電機製作所

販売期間：昭和58年～平成2年（販売台数 約42万台）



本製品は、正しく使用することで事故を防ぐことができます。

◆カバーを外したり、破れた状態で、絶対に使用しないようにしましょう。

◆取扱説明書等をよく読んでから、正しく使用しましょう。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。

消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第15号 平成26年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。

国民生活センターによると、高齢者からの消費者相談は、2007年度以降、増加傾向が続いています。

高齢者の相談では、判断力の衰えを狙われるだけではなく、「お金」「健康」「孤独」という高齢者の大きな不安に、悪質業者が巧みにつけ込んでいるケースもみられます。

また、高齢者は家に居ることが多く、訪問販売や電話勧誘販売に関わるトラブルに遭いやすいのも特徴です。

そこで、第15号では、「高齢者の相談」について考えたいと思います。



富田林警察署より
情報提供です！！



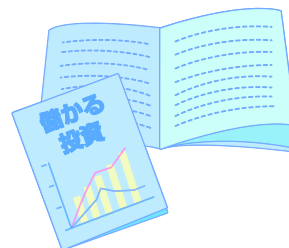
「高齢者を狙った詐欺犯罪が急増中！！」

～パンフレットが届いた後に、電話がかかってくる！？～

未公開株、水資源、太陽光パネル、社債、外国通貨取引の売買等を勧誘するパンフレットを送った後に、「こんなパンフレットが届いていませんか？」と電話があり、「絶対儲かる」「今だけ特別。今がチャンス」「あなただけが当選」などと言葉巧みに、一流企業を連想させる立派なパンフレットを使用して融資話を持ちかけ、その後、事業者と連絡が取れなくなったという手口が急増しています。

★「レターパック、宅配便で現金を送って」は、すべて詐欺です。

★自分だけは大丈夫と思わず、一人で判断せずに、家族や友人、警察に相談しましょう。



【問い合わせ先】大阪府富田林警察署 生活安全課 防犯係 ☎0721-25-1234(内線 263)



近年、特に目立つ相談内容が、高齢者を狙った「健康食品の送りつけ商法」や「買え買え詐欺」による被害です。その多くは、事業者が電話で勧誘してきます。また、買え買え詐欺のように、値上がりが確実だともうけを強調して投資や出資を勧誘する商法では、被害額が高額になる傾向があります。さらに、被害にあった人に「損を取り戻してあげる」などと電話で勧誘し、被害救済を装って金銭を新たに支払わせる二次被害にも注意が必要です。

●トラブルにあわないための対処方法をご紹介します！！

□ 電話で勧誘された場合

- ・興味がなければ、きっぱり断りましょう。

特に、「権利を高値で買い取る」「謝礼を払う」などと持ちかけてくる勧誘電話には、耳を貸してはいけません。話を長く聞くと、事業者のペースにのせられてしまうことがあります。「興味がありません」とすぐにはっきり言って、電話を切ってしまいましょう。



- ・自衛策として、相手の電話番号が表示される電話機を導入したり、電話機を常に留守番電話の設定にしておいて、知らない番号からの電話には出ないことも有効です。
- ・申し込んでいない健康食品などを電話で勧誘された場合、「申し込んでいません」と伝えましょう。万一、商品が届いた場合は、受け取り拒否をしましょう。

□ 事業者が家に来た場合

- ・家に入れると断りづらくなるので、むやみに家に入れないようにしましょう。勧誘されても、その場で申し込まず、複数の事業者から見積もりを取るなどして契約は慎重に検討しましょう。



□ 不審なダイレクトメールが届いた場合

- ・申し込んでもないのに、高額賞金が当たることはありません。「賞金が当たった」というような不審なダイレクトメールが届いても、絶対に取り合わないようにしましょう。



訪問販売や電話勧誘販売などは、一部の取引を除き、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。
困ったことがあれば、すぐに富田林市消費者相談室へ相談しましょう。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第16号 平成27年3月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。

この消費生活だよりで、消費生活相談とは…？から、衣・食・住、金融、注意喚起など様々な情報をみなさんに少しずつお伝え出来たのではないかと思います。

しかし、いまだ消費者トラブルは多発しており、テレビやラジオ、インターネットで日々、新しい消費者トラブルが放送されています。

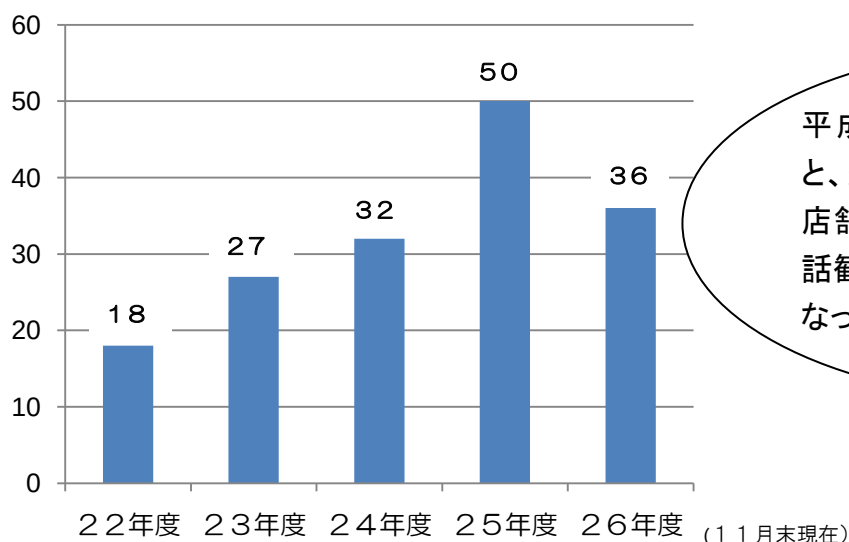
万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、トラブルを未然に防ぎましょう。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まずに気軽に相談して下さい！

それでは、第16号では、「河南町の相談傾向」について考えたいと思います。



河南町の相談件数



平成25年度の相談の内訳を見ると、通信販売に関する相談が20件、店舗購入に関する相談が13件、電話勧誘販売に関する相談が7件…となっています。



平成25年度、富田林市消費者相談室に寄せられた河南町の相談件数は、**50件**でした。グラフから見ても分かるとおり、河南町の相談件数は年々増加しています。

また、平成25年度も平成24年度と同様に、通信販売に関する相談が、1位を占めています。

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。店舗購入とは異なり、商品が届いてからでないと、実際の商品を確認することが出来ません。

便利である反面、連絡が取れない、商品が届かないなどのトラブルも多く寄せられていますので、注意して利用するようにしましょう。





大阪府警察本部より情報提供です！！

振り込め詐欺にご注意を！ 還付金詐欺被害や警察官を騙る不審な電話が急増



犯人は、市役所や社会保険事務所の職員を名乗り、「医療費の過払い金があるので、コンビニやスーパー等のATMに行ってください。」と言って電話をかけてきます。

ATMで医療費や税金の返金手続きは出来ません。

ストップ!

「こちらの言うとおりに入力すれば、お金が返ってきます。」は詐欺です！

また、警察官を騙り「あなたの口座が悪用された。」等と不安をあおり、キャッシュカードやお金をだましとろうとする不審電話も多発しています。

お金が返ってくる等の怪しい電話があれば、すぐに警察へ通報してください。

更に、レターパックや宅配便で現金を送らせる詐欺の手口も急増しています。

どんな名目であれ、「レターパック、宅配便で現金送れ」は全て詐欺の手口です！

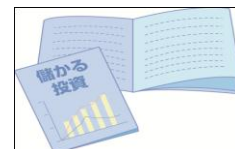
レターパックや宅配便で現金を絶対に送らないようにして下さい。



【問い合わせ先】大阪府警察本部府民安全対策課 ☎06(6943)1234 (内線34442)

(独) 国民生活センター発表

平成26年の消費者問題ニュース



1. 65歳以上の高齢者の消費者被害が依然多く、認知症等の被害者も目立つ
2. 事業者からの個人情報の大量流出事件が発生
3. 公的機関等をかたる詐欺的勧誘が急増
4. 農薬混入事件やメニューの不当表示など食品の安全性に関する相談が増加
5. インターネット通販などのネット関連トラブルが増加
6. 遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘トラブルが急増
7. 20代の若者にバイナリーオプション取引（為替相場を予想し、当たれば一定額を受け取り、外れれば投資したオプション料の全額を失う取引）など投資関連トラブルが拡大
8. 乳幼児の誤飲事故や溺水事故など、子どもの事故が頻発

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500 (内線281・282)

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第17号 平成27年6月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

みなさん、こんにちは。

みなさんは、ご自身が高齢期を迎えた時に、どこで、どんな暮らし方をしたいか、考えたことはありますか？

近年、元気な間に、有料老人ホームなどの高齢者住宅へ住み替えたいと思う人が増えてきています。

しかし一方で、「契約や解約、価格」に関する消費者トラブルも報告されています。

そこで、第17号では、「有料老人ホームをめぐる消費者トラブル」について考えていと思います。



高齢期の住まいと相談事例

元気なうちに
ホーム等で暮らす

- 有料老人ホーム
- ケアハウス（軽費老人ホーム）
- サービス付き高齢者向け住宅

要介護に
なってから
ホーム等で暮らす

- 有料老人ホーム
- グループホーム
- 特別養護老人ホーム
- ケアハウス（軽費老人ホーム） 等

自宅で暮らす

- 介護になった時に備えて、自宅のバリアフリー化や地域にある介護サービスを利用

このように、高齢期の住まいには、ホーム等や自宅で暮らすなど色々な選択肢があります。

また、各施設では、施設それぞれの特徴があります。

みなさんのライフスタイルに合った住まいをみなさん自身が選択することが大切です！



「契約・解約」に関する相談事例

- ・「入居10日後に退去したが、入居一時金等が返金されない」、「入居前にキャンセルしたが、約束どおり返金されない」、「広告の内容と実際のサービス内容が違い退去したいが、償却額が高い」、「退去時の室料の精算方法に納得できない」など。

「価格・料金」に関する相談事例

- ・「値上げしないと説明された管理費の値上げを通知された」など。



トラブルにあわないために…

◆契約する前は、入居一時金などの費用について十分説明を受け確認しましょう。

- ・入居一時金等の返還や原状回復費用の請求など、退去時や解約時における返金や精算に関するトラブルが報告されています。
- ・施設やサービスの利用に必要な費用に関して、契約・申込みをする前に、入居時に必要な費用、入居後毎月必要な費用、退去時の費用など、それぞれの時点に必要な費用について事業者から十分に説明を受け、確認しましょう。

◆見学や体験入居を行い、サービス内容などの確認と比較検討をしましょう。

- ・入居後、短期間で退去したケースや、入居前に解約したケースでのトラブルが報告されています。
- ・契約・申込みをする前には、施設の見学や体験入居などを行い、サービス内容や介護・看護体制などを確認し、家族や信頼できる周りの人と一緒に比較検討しましょう。

◆入居後、どのような場合に退去しなければならないかを事前に確認しましょう。

- ・退去条件や入居中の料金の変更をめぐるトラブルが報告されています。
- ・入居後、どのような場合に退去しなければならないかを事前に確認しましょう。

◆契約書などの関係書類は事前に入手し、入居後は必ず保管しておきましょう。

- ・入居契約書や約款、重要事項説明書、パンフレットなどの関係書類は事前に入手し、他のサービスと比較検討した上で、契約するようにしましょう。
- また、入居後は、退去するまで関係書類は保管しましょう。

◆困った時は、すぐに相談しましょう。

- ・万が一、トラブルにあった場合は、すぐに相談窓口にご相談しましょう。
- ・また、公益社団法人 全国有料老人ホーム協会のホームページでは、「ホーム選びのチェックポイント」が紹介されています。是非、参考にしてください。(http://www.yurokyo.or.jp/)

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第18号 平成27年9月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

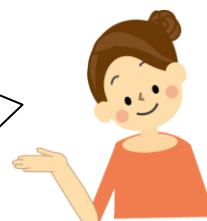
午後1時～4時

みなさん、こんにちは。

近年、スマートフォンやゲーム機などの使用により、子どもがインターネットを利用する機会が増えました。

それに伴い、国民生活センターには、子どもの消費者トラブルに関する相談が寄せられています。

そこで、第18号では、「子どもの消費者トラブル」について、事例を取り入れながら考えたいと思います。



【相談事例】



- ・ゲーム機でインターネット検索中にアダルトサイトに入り、いくつかの質問に答えたら、突然、料金請求画面が出た。
- ・通信教育専用のタブレット端末でオンラインゲームをした。後日、クレジット会社から高額な料金を請求された。

- ・スマートフォンで、アプリに表示されたバナー広告に触ったところ、アダルトサイトに登録されてしまい、料金を請求された。
- ・お小遣いで購入したブランド物のスニーカーが、偽物であった。返品したい。



【イラスト提供：消費者庁】

最近の携帯ゲーム機は、無線LANなどを利用できる環境があれば、簡単にインターネット接続されることがあります。

また、解約をした後の親のスマートフォンを使い、子どもがオンラインゲームをし、ゲーム内のアイテムを購入していたという相談も寄せられています。

子どもは、携帯電話やゲーム機などで新しい機能を持ったものが出てきても、すぐに使いこなします。

保護者は、それらの機能などを把握し、子どもがトラブルにあわないように、日頃からインターネットの利用について、よく話し合うようにしましょう。



トラブルにあわないためのチェックポイントをご紹介します！！

□身に覚えのない料金を請求された場合

突然、登録画面になり、料金を請求されたからといって、契約が成立しているとは限りません。

また、身に覚えのない料金請求のメールが届いても、契約した覚えがなければ、支払う必要はないので、無視しましょう。

また、登録解除画面に誘導し、料金を請求するケースも見られます。慌てて事業者に連絡することは、新たな個人情報を知らせることになるので、絶対にやめましょう。



□オンラインゲームを利用する場合

携帯電話やスマートフォンのゲームサイトでは、ゲーム自体が無料でも、アイテムが有料になっている場合があるので、料金については、きちんと確認しましょう。

また、有料のゲームサイトによっては、アイテム課金などの利用金額に上限を設定することができる場合があるので、一度確認しましょう。



□インターネットショッピングを利用する場合

偽物の商品が届いたり、商品が届かないなどの相談が報告されています。

- ・連絡先の表記が不十分
- ・大量に在庫があり、半額以下の価格で販売している
- ・個人口座に前払いさせ、支払方法に「代引き」が使えない



など、偽物を販売するサイトの特徴を知り、このようなサイトは、利用しないようにしましょう。



子どもを消費者トラブルから守るために、スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機には、有害サイトにアクセスしないように、フィルタリング（子どもに見せたくないインターネット上の情報の閲覧を制限する機能）を設定し、親子で利用方法やルールを事前に話し合しましょう。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第19号 平成27年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

みなさん、こんにちは。

マイナンバー（個人番号）の通知が10月から始まりました。

国民生活センターによると、電話や手紙、メール、来訪などで、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする消費者トラブルが報告されています。

そこで、第19号では、「マイナンバー制度に関連した消費者トラブル」について、事例を取り入れながら考えたいと思います。



マイナンバー

こんな相談が報告されています！！

- ・行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてほしい」という電話があった。
- ・「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中」と言う女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- ・「マイナンバー制度が始まると金融機関に登録されている個人情報に訂正がある場合は取り消さなければならない」という電話があった。
- ・行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを電話で聞かれた。
- ・公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするための金銭を要求され、現金を渡してしまった。



マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、金銭を要求することは一切ありません。このような内容の電話や手紙、メール、来訪には注意しましょう！

●トラブルにあわないための注意点をご紹介！！

- ✓ 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- ✓ 安易に、他人に個人番号を教えないようにしましょう。
- ✓ 通知カードや個人番号カードを不必要に持ち歩いたり、他人に見せたりしないようにしましょう。
- ✓ マイナポータルなどを用いて、自分の個人番号が不正利用されていないかチェックしましょう。



(マイナポータル: インターネット上で自分に関する個人情報のやりとりの記録が確認できるシステムで平成29年1月利用開始予定)

内閣府 マイナンバー専用コールセンター

- マイナンバー制度全般の相談
- 0570-20-0178

総務省 個人番号カードコールセンター

- 通知カードや個人番号カードについての相談
- 0570-783-578

消費者ホットライン 又は、富田林市消費者相談室

- 不審な電話などを受けた時の相談
- 188 (消費者ホットライン)、0721-25-1000 (富田林市消費者相談室)



「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、すぐに相談しましょう。

また、マイナンバーに関する問い合わせ先をご紹介しますので、参考にしてください。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。

消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課 (役場2階)

☎0721-93-2500 (内線281・282)

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第20号 平成28年3月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

みなさん、こんにちは。

国民生活センターによると、「価格やサービス内容について十分な説明がない」「質素な葬儀を希望したのに、高額な料金を請求された」など葬儀サービスに関する相談が増加しています。

高齢化社会に入り、今後ますます葬儀の件数も増加していくとみられています。

そこで、第20号では、「葬儀サービスに関する消費者トラブル」について、事例を取り入れながら、トラブルを防ぎ、後悔しない葬儀にするために気をつけておきたいことを紹介します。



【相談事例】



- 菩提寺から依頼され、母が家族の墓を移動させた。移動にお金がかからないと思っていたが、囲いを変えた料金として寺から30万円請求された。見積もりや明細がないので、支払いを拒否したい。
- 永代供養墓の契約を検討し、インターネットで見つけた業者に連絡したところ、宗教上の理由で納骨に立ち会えないなど不審に思う点がある。このまま契約してよいか不安。

- 義父が急死し、慌てて電話帳から葬儀社を選んで電話連絡をした。「お金がないので家族葬にしてほしい」と伝えたが、一般葬の契約をしつこく勧められ、約150万円の契約をしてしまった。お金がなく支払うことができない。
- 母が亡くなる前に、葬儀会社と見積もりを3回して契約したのに、事前見積もり以外の項目まで請求され、別料金がいつの間にか加算されていた。支払いに納得いかない。



上記の相談事例をみると、搬送・安置の手配、安置と並行して葬儀社を探すことになり、契約者にとっては、短時間で様々な判断を求められることになります。また、喪主となる人は、悲しみを抱えたまま葬儀の準備をすることになり、冷静に対応することが難しいという状況がうかがえます。



トラブルにあわないためのチェックポイントをご紹介

- ✓ 葬儀は規模によって金額が高額になる一方、検討や準備のための時間がありません。もしもの時に慌てることの無いように、どのような葬儀を希望するのか、家族等と相談し、葬儀に関する情報収集を事前におこなひましょう。
- ✓ 予算や希望は、はっきりと葬儀社に伝え、納得できるまで相談や打ち合わせをしましょう。
- ✓ 喪主だけでは気付けないこともあります。葬儀社との打ち合わせは、親族や第三者など複数で行うようにしましょう。
- ✓ 見積金額と請求金額が大きく異なる場合があります。見積書の項目はよく確認し、どのような葬儀にするのか、葬儀者と丁寧に打ち合わせをおこなひましょう。



(独) 国民生活センター発表

平成27年の消費者問題ニュース



1. 高齢者をターゲットにした公的機関をかたる詐欺的勧誘が依然高水準、劇場型勧誘で金銭をだまし取る手口が一層複雑に。
2. 日本年金機構で、ウイルスメールによる大量の年金情報が流出
3. マイナンバー制度の開始に伴う便乗詐欺被害が発生
4. 分譲マンションの基礎杭データ改ざんなど、大手企業の信用を損なう事件が発覚
5. 決済手段の多様化によりキャッシュレス化が進展する一方で、プリカ詐欺が発生
6. 大規模自然災害が相次ぎ、被害に便乗した消費者トラブルが発生
7. 洗濯機に閉じ込められ死亡した事故、パック型液体洗剤の誤飲事故や溺水事故など、子どもの事故が発生。事故防止に向けて引き続き取り組みを強化
8. 消費者ホットラインへの電話が3桁化し、「188」に



「イラスト提供：消費者庁」

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。



河南町消費生活だより

第21号 平成28年6月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(平成28年4月から名称が変わりました)

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

みなさん、こんにちは。

本年4月1日から、『電力小売全面自由化』がスタートしました。

それに伴い、国民生活センターなどにはさまざまな相談が寄せられています。そこで、第21号では相談事例をふまえ、トラブルにあわないために、電力小売全面自由化について考えたいと思います。



電力小売全面自由化って何でしょう？



今まで消費者は、決められた電力会社からしか電力を買うことができませんでした。

しかし2000年3月よりデパートや大規模工場から順に自由化が始まり、2016年4月には家庭や商店などにも拡大され、全消費者が異なった料金やサービスをもつ小売電気事業者を選べるようになりました。これが電力小売全面自由化です。

～電力供給のしくみ～

発電部門



発電所

●水力、火力などにより電気を作る。

※すでに、原則参入が自由になっている。

送配電部門



変電所

●安定して電気を届ける。

※どの小売事業者と契約しても、これまでと同じ送配電ネットワークを使って電気は届けられるので、電気の品質や信頼性（停電の可能性など）は変わりません。

小売部門



消費者

●電気を使う。

自由化により、新たに事業者が参入できるようになりました。

電力会社を切り替えるには・・・

① 切り替え先の電力会社への申し込み

現在契約中の電力会社への解約手続きは、消費者の同意に基づき、切り替え先の事業者が手続きを行うことが可能です。

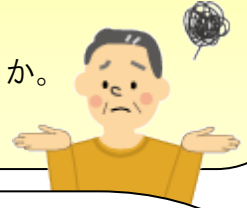
② スマートメーターへの交換

スマートメーターが設置されていない場合は、スマートメーターへの交換が必要になります。

※スマートメーターとは、通信機能があり遠隔で検針などが出来る新しい電気メーターのことで、スマートメーターへの交換には原則費用はかかりません(工事費はかかる場合があります)。また交換時には、停電(1軒あたり約15分)を伴う場合があります。

こんな相談が報告されています！

- 証券会社を名乗った電話があり、電力自由化で発電所を建てる事業者がいるので投資を募集していると言われた。
- 小売電気事業者が来訪し、メーターを取り替えておけば直ぐに契約先の変更ができるからと言われたので、その申込みだけしようと思った。しかし、担当者が記載を求めてきた書類は、小売供給契約の申込書だった。
- 知らない電力会社から「電気代を安くできる」と電話があったが、本当か。
- 太陽光発電システムを設置し売電すれば儲かると電話があった。



投資対象についてよく分からない勧誘には、安易に乗らないようにしましょう。

また、スマートメーターへの取替えだけの申込みというものは通常ありません。申込書に記入する際には、その申込書が何の申込書なのか、よく内容を確認してから記入しましょう。

「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、契約期間が長期なものではないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。

小売電気事業者は登録制になっています。登録されている事業者か確認し、また自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかも確認しましょう。

電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システム、電気温水器、蓄電池等の勧誘が現在も行われています！契約の際には、その必要性についてよく考えましょう。

電力小売全面自由化で、新たな機器を購入する必要はありません。

※機器関係、電力の新料金も、訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、契約書面を受け取った日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。

困ったことがあれば、すぐに富田林市消費生活センターに相談しましょう！

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。



河南町消費生活だより

第22号 平成28年9月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日	午前 9時～12時
	午後 1時～4時

気づいてつながろう！高齢者の消費者トラブル

高齢者を狙った消費者トラブルの相談件数は年々増加し、高額な被害の相談も相次いでいます。

被害に気がつかない、気がついていても誰に相談をしていいのかわからない高齢者がいます。高齢者の消費者トラブルの未然防止、また早期解決のためには、高齢者のまわりにいる人の「気づき」が何より大切です。

その「気づき」を消費生活センターや地域包括支援センターに「つなぐ」ことで、速やかな被害救済や拡大防止が実現されます。そうした「見守り」を継続していくことが、消費者トラブルを防ぐいちばんの対策なのです。



高齢者の消費者トラブルの特徴

● だまされたことに気づきにくい

「だまされたことがない」と言う方も、話をしていくと高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。親しくなった若い販売員を慕って契約するケースもあります。高齢者は、まさか自分がだまされているとは思わないのです。

● 被害にあっても誰にも相談しない

被害にあったと自覚している方でも、誰にも相談しない場合が少なくありません。被害にあったことを恥ずかしく思い、迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いと自らを責める方もいます。また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで不安をあおったり、「誰にも言ってはいけない」と口止めをするケースもあります。

見守り事例

事例 1

新しい高級羽毛布団を見つけ・・・

ヘルパーのMさんが、一人暮らしのKさん(83歳女性)の家で、布団を干そうと押し入れを開けると、見慣れない羽毛布団が隠すようにしまわれていました。

「お布団、新しくなされたんですか？」とご本人に聞いてみると、よく憶えていないとのこと。テーブルの上に契約書が置いてあったので見せてもらうと、100万円もする羽毛布団の契約をしていました。Mさんは事業所、ケアマネジャーを通じ、遠方のご家族に連絡をとり、ご家族が消費生活センターに相談をしました。

事例 2

見慣れない人物が、出入りしていると通報を受けて・・・

民生委員のSさんに、担当しているTさんご夫婦の近所の方から、「作業服の男性がよく出入りしている」と連絡が入りました。

話を聞いてみると、「屋根瓦がズれているから」と訪問してきた業者との間で300万円の屋根改修工事の契約をしていました。業者が契約をせかすのはおかしいと思い、「その業者は信用できますか？」とひと声かけたところ、やはりご夫婦も不信に思うところがあつたようで、解約したいとのこと。

Sさんは消費生活センターがあることを案内し、奥さんが電話をかけて相談をしました。

「気づき」のポイント

会話や表情の中で

- ☐ お金をあまり使わなくなった
- ☐ 羽振りのいい話が多くなった
- ☐ 急に親しい人ができた
- ☐ いつもより表情が暗く元気がない
- ☐ いつもより陽気で、うきうきしている
- ☐ 投資や祈祷などの特定の話題に、急に詳しくなった

顔の表情や会話の話題がいつもと違うときは要注意です。

ご近所で

- ☐ ポストに数種類の新聞が配達されている
- ☐ 宅配便が頻繁に届いている
- ☐ 不審な人と出かけるのを見かけた
- ☐ 表札やガスメーターに不審な印がある
- ☐ 見慣れない人（作業員など）が度々出入りしている（屋根・外壁塗装工事など頻繁に工事をしている様子がある）

普段と違う行動を見かけたときは、事業者の前で声をかけて、見守り者の存在をアピールしてください。

家の中で

- ☐ 見慣れない商品や、ダンボールがある
- ☐ 電話が切れなくて困っている
- ☐ 同じような商品が必要以上にある
- ☐ 夜、眠れていない様子がある
- ☐ カレンダーに集金日・配達日など書かれ印が付いている
- ☐ テーブルの上に、不審な封筒やカタログ・請求書などが置いてある

家の中の変化に早く気づくことで、被害を未然に防止したり、最小限にすることができます。

「声かけ」のポイント

高齢者の場合、被害にあっても「人に知られたくない」「だまされた自分が悪い」と考え、家族や友人に相談することを避ける人がいます。まずは相手の気持ちを受け止めて、被害にあった高齢者が安心して話せるような声かけをしましょう。

× 「だまされてるんじゃない？」

○ 「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」

自分の失敗を他人から指摘されると、誰でも心を閉ざしてしまいます。声をかけるときは、誤解されないように心配りが大切です。

× 「どうして契約したの？ しっかりしてよ」

○ 「心配だから私にも教えてね」

いつもと違う様子に気づいたら、寄り添う気持ちで声をかけてあげてください。

消費生活センターに相談をするとき

- 下記のような項目について事前にメモをしておくとう便利です。実際に書いてみることで、問題を整理することができます。

- ☐ 契約をしたのはいつか
- ☐ 何の契約したか
- ☐ いくらで契約・購入したか
- ☐ どこから買ったか
- ☐ 契約のきっかけ

- 業者が発行した契約書や領収書などの書類があれば、手元に用意しましょう。スムーズに相談を進めることができます。

「迷惑電話防止装置」 無料モニター募集中！

河南町では、トピラシステムズ（株）に委託し悪質電話の被害防止のため、「迷惑電話防止装置（トピラフォン）」を無料で貸し出します。申し込み受付は、9月30日（金）までです。
〔上限（50台）に達し次第、受付終了〕

※問い合わせ・お申し込み※
河南町環境・まちづくり推進課まで

発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第23号 平成28年12月発行



【相談窓口】
富田林市消費生活センター
(富田林市役所1階 7番窓口奥)
☎0721-25-1000
平日 午前 9時～12時
午後 1時～4時

12月1日施行！衣類の取扱い表示が変わります

衣類に付いている洗濯などの「取扱い表示」が、平成28年12月1日から、新しい表示に変わります。

現在日本で使用されている「取扱い表示」は日本独自のものですが、新しい表示では国際規格と同じ記号を使うので、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになり、一般消費者の利便性の向上が期待できます。

変更の背景には、家庭洗濯で使用する洗濯機や洗剤類の多様化、商業クリーニングの技術の進歩、衣類などに関する海外との取引が一般的になるなど、繊維製品を取り巻く環境が大きく変化したことなどが挙げられます。

本紙裏面には、新しい「取扱い表示」の記号一覧（全41種）を掲載しています。上手な取扱いのためにも、是非ご活用下さい。

「新しい表示のポイント」

● 5つの基本記号 ※下記の順に表示されます。

家庭洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング

● 付加記号及び数字

強さ	温度	禁止
線なし 通常 弱い 非常に弱い ※「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。	・ ・・ ・・・ 低 ← → 高 ※タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(・)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。	<例>  ※数字は家庭洗濯での洗濯液の上限温度です。  ※基本記号と組み合わせると、禁止を表します。

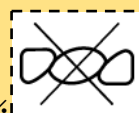
「付記用語について」

- 新しい表示では、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「」の付記の定めが無くなりました。

<例>



- また絞り方の、に相当する記号もありません。



※（絞ってはいけない）は、自然乾燥記号におけるぬれ干しの記号



においてその意味を含んでいます。

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。（事業者の任意表示）

考えられる付記用語の例

「洗濯ネット使用」
「裏返しにして洗う」
「弱く絞る」

「あて布使用」
「同系色と一緒に洗う」
「引っ掛かりに注意」 など

「新しい洗濯表示記号一覧」

洗濯処理について

記号	記号の意味
	・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
	・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
	・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
	・家庭での洗濯禁止

漂白処理について

記号	記号の意味
	・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
	・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
	・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

タンブル乾燥について

記号	記号の意味
	・タンブル乾燥ができる（排気温度上限80℃）
	・低い温度でのタンブル乾燥ができる（排気温度上限60℃）
	・タンブル乾燥禁止

自然乾燥について

記号	記号の意味
	・つり干しがよい
	・日陰のつり干しがよい
	・ぬれつり干しがよい
	・日陰のぬれつり干しがよい
	・平干しがよい
	・日陰の平干しがよい
	・ぬれ平干しがよい
	・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

アイロン仕上げについて

記号	記号の意味
	・底面温度200℃（高）を限度としてアイロン仕上げができる
	・底面温度150℃（中）を限度としてアイロン仕上げができる
	・底面温度110℃（低）を限度としてアイロン仕上げができる
	・アイロン仕上げ禁止

ドライクリーニングについて

記号	記号の意味
	・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
	・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
	・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
	・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
	・ドライクリーニング禁止

ウェットクリーニングについて

記号	記号の意味
	・ウェットクリーニングができる
	・弱い操作によるウェットクリーニングができる
	・非常に弱い操作によるウェットクリーニングができる
	・ウェットクリーニング禁止

※ウェットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

★省略について★

記号の記載がない場合、その記号の意味しているすべての処理が可能です。



『河南町消費生活友の会』
—会員募集中—

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第24号 平成29年3月発行



【相談窓口】
富田林市消費生活センター
(富田林市役所1階 7番窓口奥)
☎0721-25-1000
平日 午前 9時～12時
午後 1時～4時

60歳以上の消費者トラブルの変化と実態

右の表は、全国の消費生活センター等に寄せられた契約当事者が60歳以上である消費者トラブルの相談件数うち、商品・役務別の件数を2010年度と2015年度で比較したものです。

どの年代においてもアダルトサイト等のデジタルコンテンツや、光ファイバー、携帯電話サービス等の情報通信関連の相談が増加しているのがわかります。

背景には、パソコンやスマートフォンの普及に伴い通信端末やインターネットを使い、積極的に消費活動を行っている「アクティブシニア」が増加していることが影響していると考えられます。

増える『アクティブシニア』

平成28年7月総務省公表の平成27年通信利用動向調査によると、60歳代で76.6%、70歳代で53.5%がインターネットを利用しており、60～79歳のインターネット利用は上昇傾向にあると報告されています。知恵や経験を豊富に有する行動的な「アクティブシニア」の消費者トラブルは、今後も増加していくことが予想されます。

契約当事者が60歳以上である相談の割合は、2011年度以降毎年3割を超えているよ。



【2010年度と2015年度の比較】商品・役務の変化

(太字) …情報通信関連

60歳代

2010年度			2015年度		
	商品・役務名	相談件数		商品・役務名	相談件数
1	フリーローン・サラ金	15,006	1	アダルト情報サイト	14,090
2	アダルト情報サイト	6,618	2	デジタルコンテンツ(全般)	10,573
3	商品一般	4,328	3	商品一般	7,121
4	賃貸アパート	2,834	4	光ファイバー	5,670
5	未公開株	2,368	5	フリーローン・サラ金	4,658
6	修理サービス	1,979	6	他のデジタルコンテンツ	4,149
7	相談その他	1,957	7	賃貸アパート	2,704
8	ファンド型投資商品	1,820	8	携帯電話サービス	2,384
9	公社債	1,798	9	相談その他	2,098
10	新聞	1,781	10	インターネット接続回線	2,097

70歳代

2010年度			2015年度		
	商品・役務名	相談件数		商品・役務名	相談件数
1	フリーローン・サラ金	6,560	1	商品一般	8,771
2	商品一般	4,188	2	アダルト情報サイト	5,749
3	未公開株	3,056	3	デジタルコンテンツ(全般)	5,608
4	公社債	2,407	4	光ファイバー	4,137
5	新聞	2,142	5	フリーローン・サラ金	2,806
6	ファンド型投資商品	2,082	6	相談その他	2,587
7	アダルト情報サイト	1,713	7	役務その他サービス	2,469
8	修理サービス	1,647	8	他のデジタルコンテンツ	2,312
9	相談その他	1,522	9	ファンド型投資商品	2,215
10	金融関連サービスその他	1,500	10	新聞	2,161

80歳以上

2010年度			2015年度		
	商品・役務名	相談件数		商品・役務名	相談件数
1	商品一般	2,245	1	商品一般	5,019
2	新聞	1,985	2	新聞	2,681
3	未公開株	1,410	3	他の健康食品	2,269
4	公社債	1,166	4	健康食品(全般)	2,069
5	フリーローン・サラ金	1,101	5	光ファイバー	1,635
6	他の健康食品	1,076	6	相談その他	1,551
7	ファンド型投資商品	1,058	7	修理サービス	1,395
8	修理サービス	1,041	8	ファンド型投資商品	1,314
9	かに	998	9	役務その他サービス	1,276
10	宝くじ	775	10	デジタルコンテンツ(全般)	1,087

右の表は、2015年度の販売購入形態別の相談件数です。60歳代では通信販売が最も多く、次いで店舗購入の相談、70歳代では、店舗購入が最も多く、次いで通信販売の相談が多く寄せられています。

80歳以上では、訪問販売が最も多く、次いで電話勧誘販売の相談が多くなっています。「アクティブシニア」の消費者トラブルが増加する一方、80歳以上では引き続き、訪問販売や電話勧誘販売による強引な勧誘や判断不十分者契約が多いのも特徴的です。

2015年度の年代別販売購入形態

(太字) …最多

	相談件数		
	60歳代	70歳代	80歳以上
店舗購入	37,901	26,956	11,817
訪問販売	12,257	15,958	15,969
通信販売	46,046	26,296	8,797
マルチ取引	1,311	1,070	451
電話勧誘販売	13,562	19,302	12,524
ネガティブ・オプション	329	567	621
訪問購入	1,775	2,191	1,855
その他無店舗	1,039	1,107	608

≫訪問販売トラブル例

- 「布団を見せて」と訪問され「汚れていて体に悪いので新しく購入したほうがいい」と布団をしつこく勧められ、高額な契約をしてしまった。
- 買い取り業者が訪ねてきて、貴金属などを言葉巧みに不当に安い価格で買い取られてしまった。
- 無料点検と称して自宅を訪問した業者に「このままでは大変なことになる」などと言われ、必要のないリフォーム工事を契約してしまった。

≫電話勧誘販売トラブル例

- 事業者から「電話回線を乗り換えると安くなる」と電話があり、大手通信事業者の新サービスだと勘違いをして契約してしまった。
- 「後日高値で買い取る」などと電話があり、株を買ったが買い取ってもらえず連絡もつかなくなってしまった。
- 電話勧誘で次々に健康食品を購入させられ、約130万円を振り込んでしまった。

≫情報通信関連トラブル例

- アダルトサイトから料金を請求され相談するためネット検索したところ、公的な消費生活センターだと思い依頼した先が有料の探偵業者だった。
- インターネットで「初回お試し価格500円」を初回だけのつもりで購入した健康食品が、実は定期購入だった。
- インターネットで海外ホテルの予約やキャンセルを何度かしたら、クレジットカードに複数の請求がきてしまった。
- パソコンの修理を依頼したら、スマートフォンの購入も勧められ契約してしまった。解約したいが解約金がかかると言われ納得できない。

被害に遭わないための心得

- ✓ 予定にない訪問者を、家に入れない
- ✓ すぐに契約せず、必ず誰かに相談する
- ✓ いつも留守番電話にしておく
- ✓ 「うますぎる話」は疑ってかかる
- ✓ 契約条件・解約条件をよく確認する
- ✓ 契約書等を必ず保管しておく

高齢になってもインターネットやスマートフォンを使いこなす消費者がいるなど、60歳以上の生活スタイルや通信利用状況には個人差があります。また、認知力の低下にも個人差があり、消費者の状況に合わせた配慮や支援が必要です。

【お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します】

全国共通 消費者ホットライン **188**
局番なし ☎

『河南町消費生活友の会』
一会員募集中ー

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第25号 平成29年6月発行



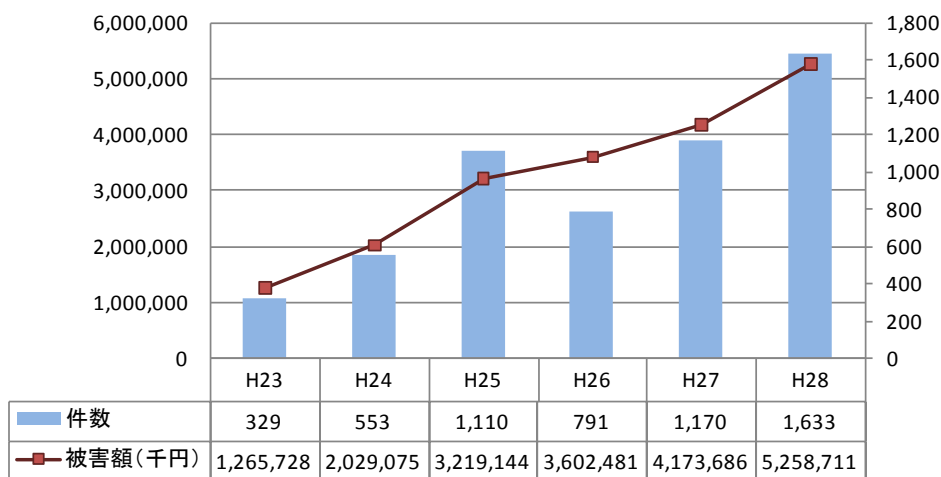
【相談窓口】
富田林市消費生活センター
(富田林市役所1階 7番窓口奥)
☎0721 (25) 1000
平日 午前 9時～12時
午後 1時～4時

振り込め詐欺、急増中！！

大阪府下における振り込め詐欺の被害が近年急増しています。犯人は府内全域に詐欺の電話をしており、河南町内においても不審な電話があったとの相談が寄せられました。

振り込め詐欺は特殊詐欺と呼ばれるもので、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺、融資保証金詐欺の4つを総称したものです。「自分は大丈夫」と思っている、犯人は次々と新しい手口を使ってきます。冷静に対処できるように、被害を未然に防ぐポイントを押さえておきましょう。

大阪府下の特殊詐欺認知件数と被害額の推移(暫定)



(出典：大阪府警察)

● オレオレ詐欺

電話を利用して親族、警察官、弁護士、金融機関職員などを装い、架空の事故やトラブルを語り、金銭を要求する詐欺です。最近では口座振込ではなく、直接現金やキャッシュカードなどを受け取りに来る「受取型」が急増しています。

こんな電話にご注意！

- ✓「会社のお金を使い込んでしまった・・・」
- ✓「女性を妊娠させてしまった・・・」
- ✓「交通事故を起こして、示談金が必要になった・・・」 など

- ポイント**
- ◇ 今すぐにとわれても一度電話を切り、親族や公的機関などに電話をかけ直し事実を確認する。
 - ◇ 自ら名乗ったり、名前を呼びかけたりしない。
 - ◇ 警察官や銀行員が電話や訪問により暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを預かることは絶対にありません。

● 架空請求詐欺

メールや郵便などを利用して、未払い料金があるなどの架空の事実を口実として料金を請求し、現金を振り込ませる詐欺です。レターパックで送金させる手口や、最近ではプリペイドカードを購入させたり、コンビニの端末で支払わせる手口もあります。

こんな郵便物や電話、メールにご注意！

- ✓「無料期間終了後の退会手続きがされておらず、延滞料金が発生しています」
- ✓「総合情報サイトの利用料が未納です」
- ✓「身辺調査・訴訟手続き開始します」 など

- ポイント**
- ◇ 心当たりのない請求には応じず、文書記載の連絡先には絶対に連絡しない。不安に思った時には、警察や消費生活センターに相談する。
 - ◇ 発行元が裁判所の場合は、放置せずに裁判所に直接確認する。裁判所の督促手続き制度を悪用したものがみられるので注意が必要です。

● 還付金等詐欺

役所や税務署、社会保険事務所などの公的機関の職員になりすまし、医療費や税金の過払い金、年金の未払い金があるので返金しますなどと言って、ATMを操作させ、被害者が気付かないまま犯人側の口座に現金を振り込ませる詐欺です。

こんな電話にご注意！

- ✓「税金の還付金があり、手続きが今日までとなっております」
- ✓「お近くのATMで手続きができます」など

ポイント

- ✧「私はお金がないので大丈夫」という思い込みを捨てる。
- ✧ 公的機関がATMでお金を受け取るよう指示することは絶対にありません。
- ✧ 一度電話を切り、正式な公的機関の窓口で電話をかけ直して事実を確認するなど、必ず誰かに相談する。
- ✧ 言葉遣いが丁寧かつ流暢で、本物の職員だと信じやすいので注意が必要です。

● 融資保証金詐欺

融資する旨の文書を郵送したり、電話などで融資の話を持ちかけ、申し込んできた者に対し、保証金を名目に現金を振り込ませる詐欺です。保証金は返還するなど信用させ、現金を振り込ませますが、振り込んだとたんに連絡が取れなくなります。

こんな郵便物や電話、メールにご注意！

- ✓「誰でも簡単な審査で融資可能」
- ✓「融資額の▲%にあたる〇〇万円を保証金としてお支払いください」
- ✓「信用のため、まず▲会社でカードを作り、〇〇万円を借り入れてください」 など

ポイント

- ✧ 正規の貸金業者ではいかなる名目であっても、融資を前提にお金の振り込みを要求することはありません。
- ✧ 実在する貸金業者を装っている場合があるので、融資を申し込む場合は、電話番号や住所等を確認する。
- ✧ 会員登録をしていない会社からのDMやFAXは、それだけで注意が必要です。

* 大切な家族や友人、知人を守るために *

平成29年1月に実施された、内閣府の『特殊詐欺に関する世論調査』の結果、「自分は被害にあわないと思う（“どちらかといえば”を含む）が約8割となっています。また、高齢になるほど被害にあわないという意識が高く、被害防止対策を行わない傾向があります。しかし、実際には多くの方が被害にあわれており、オレオレ詐欺では被害者の実に9割以上が65歳以上の高齢者となっています。

大切な家族や友人、知人を特殊詐欺の被害から守るために、右記を参考に被害防止の対策をするよう呼びかけていきましょう。

家族間でのルールを決める！

- 電話での呼びかけ方
- 合言葉
- 電話で「お金を貸して」などと頼んだりしない など

「風邪をひいて声がおかしい」などと伝えてくるなど、電話の声だけで犯人だと見破るのは困難です。見破った人でも「電話の声は実の息子と似ていた」との感想を抱いています。普段から家族間の連絡を頻繁に取り、情報を共有し、詐欺についても話し合うなどしておきましょう。

留守番電話を活用する！

- 在宅中も留守番電話にし、心当たりのない電話番号には出ない
- 身内を名乗ったメッセージでも、すぐに電話に出ずに、こちらからかけ直す

特殊詐欺についての知識があっても、身内のトラブルなどを告げる犯行電話によって、緊張感や時間的切迫感などのストレスから冷静さを失ってしまいます。そうならないためにも、普段から留守番電話にしておき、犯人とのやり取りを一旦遮断できるようにしておくことをお勧めします。

『河南町消費生活友の会』
一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721 (93) 2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。



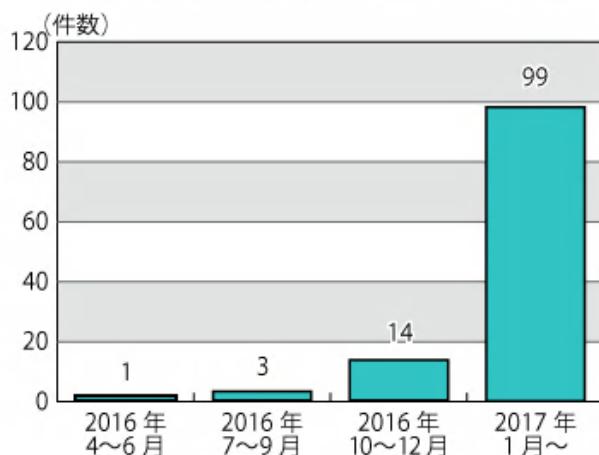
都市ガスの小売全面自由化がスタート！！

昨年スタートした電力小売全面自由化に続き、今年4月1日から『ガスの小売全面自由化』がスタートしました。

自由化に伴い、消費者であるみなさんが、契約先を自由に選択することが可能になるほか、他の商品とのセット割引など多様なサービスが提供されるようになりました。しかし、その一方で、国民生活センターには、ガスの小売自由化に関する様々な相談が寄せられています。

そこで、第26号では、相談事例をふまえ、トラブルにあわないためのポイントを紹介します。

図 ガスの小売全面自由化に関する相談件数の推移



(出典：国民生活センター)

※現在、河南町内で都市ガスの供給地域は、大宝地域のみですが、LP ガスをお使いの方も親戚やご友人がトラブルにあわないように啓発しましょう。

❑ 事例1：申込みを勧誘された事例



ある事業者が消費者の自宅を訪問し、「この地域は弊社が担当することになった」と説明したので、契約を変更しなければならないと勘違いし、その事業者とガスの供給契約を結んでしまった。ところが、後にその説明が嘘だと分かった。

❑ 事例2：個人情報伝えた事例

現在契約しているガス会社の名前で、「ご利用のお客様」と言って、ある事業者から電話があった。大手ガス会社からの電話かと勘違いし、ガスの小売自由化が始まったので何か新しいプランの提案かと思い、聞かれるままに「お客様番号」等の個人情報を伝えた。

ところが、話の最後に別の会社との契約になると言われ、驚いて契約書の送付を断ったが、個人情報の悪用が心配だ。



● 契約の申込み等は、慎重に調べてから行いましょう。

「既存のガス会社から名称変更した」「公的な機関から委託を受けている」などと、虚偽の内容を告げて都市ガスの営業を行う例が報告されています。また、公的機関等信頼性の高い名称を示されて営業を受けた場合でも、電力・ガス取引監視等委員会のホームページを参考に慎重に調べてから契約申込み等を行うようにしましょう。

- ポ** 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受領した日から、
- イ** 8日以内はクーリング・オフ
- ン** ができます。また、事業者によっては、
- ト** 違約金不要で解約に応じるケースもありますので、契約書をよく確認し、
- 事業者に解約の意思を伝えましょう。

● 個人が特定できる情報を求められた場合は、慎重に対応しましょう。

氏名や住所だけでなく、ガスの検針票に記載されたお客様番号は、個人が特定できる重要な情報です。これらの情報を開示するよう求められた場合は、安易に教えず、開示を求めてきた会社名や担当者名を確認し、問合せ等を行うためのメモを残すようにしましょう。

● 契約の切替えが不必要な場合は、はっきりと断りましょう。

申し込んだつもりがないのに、契約切替えの手続きが進んでいたという事例も報告されています。契約が不必要だと思った場合は、はっきりと断りましょう。困ったことがあれば、すぐに富田林市消費生活センターに相談しましょう。

相談が急増している消費者トラブルをご紹介します！！

インターネット上で、「初回お試し価格」という健康食品の広告を見て、スマートフォンから注文したところ、定期購入になっていた。事業者へ解約を申し出たが、「定期購入と記載しているので解約には応じない」と言われた…



「お試し」「初回〇〇円」「送料のみ」といった表示が、強調されている一方で、定期購入が条件になっていることが、小さい文字や、注文画面とは別のページに表示されていたりする場合があり、2回目以降に商品が届いて初めて定期購入であることに気づく消費者が多く、事業者へ解約を申し出ても、拒否されたというケースが報告されています。

ポイント

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。定期購入が条件になっていないか、定期購入期間内に解約が可能か、解約の申し出先や方法など、商品を注文する前に契約内容や解約条件についての内容をよく確認するようにしましょう。

『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721（93）2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第27号 平成29年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

河南町の相談傾向について

現在、インターネット、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、私たちの生活は便利になりました。

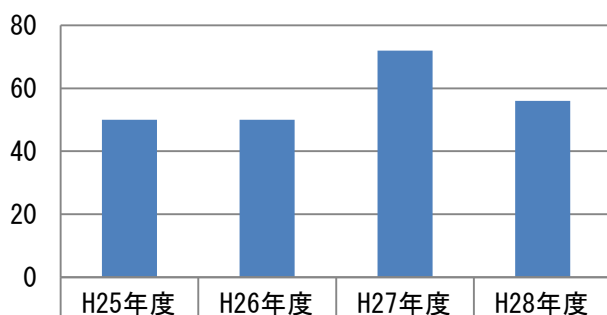
一方で、情報が多すぎて正しい選択に困ったり、信頼性のないインターネット広告を信用しすぎて詐欺にあった、などの消費者トラブルが報告されています。

そこで、第27号では、「河南町の相談傾向」について考えたいと思います。

万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、自立した消費者をめざしましょう！



河南町の相談件数



■相談件数

H25年度

H26年度

H27年度

H28年度

50

50

72

56

平成28年度の相談の内訳を見ると店舗購入に関する相談が17件、通信販売に関する相談が13件、訪問販売に関する相談が12件…となっています。

また、相談内容については、「プロバイダー契約を解約したい」、「アダルトサイト業者から高額な請求を受けている」、「注文した覚えのない商品が一方的に送られてきた」など、同様の消費者トラブルが報告されています。

大阪府内で
相談急増中！

ワンクリック請求に関する相談

アダルトサイトなどの無料コンテンツを見ようとクリックしたところ、有料サイトに登録されてしまい、高額な料金を請求された・・・



「消費者庁イラスト集より」

事例のようにクリックしただけでは、契約は成立していません。怪しいサイトに不用意にアクセスしないことが一番ですが、請求画面が表示されたからといって慌ててお金を支払わないことが大切です。また、「解約のために事業者連絡をし、個人情報伝えてしまった…」という二次被害も報告されています。絶対に事業者連絡をしないようにしましょう。

プロバイダーに関する相談

現在利用中の電話会社の代理店を名乗り、「今より月額料金が安くなる」と電話で勧誘されたので転用手続きをしたが、後日届いた書類を見ると、別会社との契約になっていることが分かった・・・



「今より安い」など特典ばかりを強調され、契約内容を十分理解しないまま契約してしまうケースがあります。

光回線サービスは、2015年に法律が改正され、契約書面の受領日から8日間以内は、契約を解除することができます。（初期契約解除制度）（※端末の契約は除外）事業者からの説明だけではなく、自分の利用環境や目的にあったサービス内容かどうか、利用中の契約内容と比較、検討することが大切です！

通信販売に関する相談

「注文した品物を送る。」という電話があり、聞かれるまま住所などを答えたら、健康食品が送られてきたが、よく考えたら注文した覚えがない・・・



事例のように品物が届いて初めて注文していないことに気づくケースが多く、商品を申し込んだ覚えもないのに突然送られてきた場合、商品を受け取った日から14日間、または事業者に取り置きを請求した日から7日間保管すれば、自由に処分することができます。

注文した覚えがなければ、まずはきっぱりと断りましょう。また、代引配達などで商品が届いても、送り主を必ず確認し、注文した覚えがない場合は、「受取拒否」をして代金を支払わないようにしましょう。

～大阪府警察からのお知らせ～

大阪府警察では、本年8月1日から平成30年3月31日までの間、「おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、コールセンターから高齢者（警察が犯人グループから押収した名簿に載っていた方およびNTT 西日本ハローページ個人名編に登載された個人宅）を対象に電話で注意喚起を実施しています。

※コールセンターは、日本ATMヒューマン・ソリューション株式会社に業務委託されています。

電話で、個人情報を聞かれたり、現金の要求をされることはありません。

【問い合わせ】 大阪府警察本部 府民安全対策課 特殊詐欺対策第一係

☎06-6943-1234（内線34443・34444）

『河南町消費生活友の会』 一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。



ネット予約で旅行するときの注意点について

インターネットの普及に伴い、近年、ネットを利用して旅行を予約する機会が増えました。しかし一方で、「旅行サイト側のシステムエラーが原因で予約が取れていなかった」、「旅行の申し込みをして代金を支払った後に事業者が倒産し、返金を受けられない」など、旅行サイトに関する消費者トラブルが報告されています。

そこで、第28号では、「ネット予約で旅行するときの注意点」について考えたいと思います。



事例1：予約に関する相談事例

海外旅行サイトで、海外のホテルを予約した。当日、ホテルに到着すると「予約が入っていないので宿泊できない」と言われた。新たな宿泊先を探すのに時間がかかり、旅行が台無しになった。帰国後、旅行サイトに何度も連絡したが、返事がない。



「消費者庁イラスト集より」

海外に行くため、スマートフォンを使って、国内旅行サイトで航空券を購入しようとした。支払画面でクレジットカード番号を入力し、「完了」ボタンを押したところ、エラー表示が出た。予約確認メールも届かなかったので、予約ができなかったと思い、別途航空会社のサイトから直接航空券を購入した。後日、航空会社に状況を問い合わせたところ、二重予約になっていることが分かり、キャンセルできないと言われたが、返金して欲しい。



事例2：解約に関する相談

国内の旅行サイトで、半年後の海外旅行のために航空券を申し込んだ。その際、焦っていて規約をよく読まずに、代金をクレジットカードで決済した。翌日、別の便に変更しようと思い規約をよく読んだら、「取消しをするには代金の50%の手数料が発生する」と記載されていた。旅行まで半年もあるのに、納得がいかない。解約料を払わずに取消ししたい。

契約前に、旅行サイトの情報などを 確認しましょう。

- ✓ 契約前に、旅行サイトが、どこの国の事業者かを確認しましょう。
- ✓ 国内の旅行サイトの場合は、旅行業法の登録の有無を確認しましょう。
(※旅行業法では登録業者が倒産した場合、一部弁済を受けられることになっていますが、実際には代金の全額払い戻しを受けることが難しいのが現状です)
- ✓ 海外旅行サイトの場合は、顧客対応窓口への連絡手段(電話、メールなど)や日本語対応をしているかどうかを確認しましょう。

海外旅行サイトの場合、日本語でサイトが開設されているからといって、必ず日本語対応の顧客対応窓口があるとは限りません。また、トラブルになった際、日本の法律などを用いた交渉が難しい場合もあるので、注意しましょう。

解約料などの契約条件や 予約内容を確認しましょう。

- ✓ 旅行サイトで販売されているツアー、航空券、ホテルは、それぞれのプランや商品ごとに異なる解約料が設定されていたり、旅行日程などの予約内容の変更についても様々な契約条件があります。**解約や内容変更などに関する条件は、原則、契約内容に拘束されるので、無条件で解約・変更が出来ない場合もあることに注意**しましょう。
- ✓ 契約後に送付される予約確認メールは、解約料などの契約条件や予約内容が記載された大切な書面です。**予約確認メールの内容はよく確認し、旅行が終わるまで大切に保管**しましょう。



注意してほしい消費者トラブルをご紹介します！！ ～湯たんぽは、安全に正しく使用しましょう～

消費者庁の事故情報データベースには、「使用中に低温やけどを負った」、「加熱し過ぎてやけどを負った」、「リコール対象品と気づかずに使用し発火した」など、毎年、湯たんぽによる事故情報が報告されています。

《湯たんぽの種類》



- ・ お湯を入れて使用するタイプ
- ・ 電子レンジで温めるタイプ
- ・ 電気蓄熱式(充電式)タイプ

- ・ 低温やけどの原因になるので、湯たんぽを長時間、身体に接触させないようにしましょう。
- ・ 布団を暖めた後は、就寝前に布団から出しましょう。
- ・ 製品ごとに指定された加熱方法、加熱時間を守って加熱しましょう。
- ・ 経年劣化により亀裂や破損が生じることがあります。使用前は、湯たんぽに亀裂や破損がないか確認しましょう。



湯たんぽには様々な種類があり、製品によってそれぞれ注意点も異なります。使用前には取扱説明書や注意表示をよく読み、安全に正しく使用しましょう。
また、ご家庭にある湯たんぽがリコール対象になっていないか確認しましょう。

『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課(役場2階)

☎ 0721-93-2500 (内線281・282)

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第29号 平成30年5月発行



【相談窓口】
富田林市消費生活センター
(富田林市役所1階 7番窓口奥)
☎0721-25-1000
平日 午前9時～12時
午後1時～4時

5月は消費者月間です

今年度の消費者月間のテーマ「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」が消費者庁より発表されました。

河南町の消費者相談の内訳を見ると、「商品やサービスの契約をしたが、解約したい。」「解約を申し出たが、事業者から解約できないと言われた。」など解約についての相談が、多数報告されています。日頃から契約に関する基礎知識を身につけておくことは、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぐことにつながります。

消費者月間に伴い、第29号では、「契約と解約」について考えたいと思います。



「契約」とは・・・

ポイント
1

契約とは、
「法的な拘束力を持つ約束」

「売ります」
承諾



「買います」
申し込み

契約成立

上記のように、「申し込み」と「承諾」の双方の意思の合致により契約は成立します。契約内容は、当事者同士で自由に決めることができます。(※実現不可能な契約や公序良俗に反する契約は、無効になります。)

ポイント
2

契約する前に気をつけること

- ✓ 契約書にサインや押印をしなくても、当事者同士が合意すれば、原則、契約は成立します。本当に必要なものなのか、もう一度、冷静に考え、契約内容を必ず確認することが大切です。
- ✓ 契約が成立すると、一方的に契約をやめることはできません。万が一のことを考えて、解約についての契約条項(違約金や損害賠償)は必ず確認しましょう。
- ✓ 何かトラブルがあった時のために、事業者の名称・住所・電話番号・代表者名が分かる関連書類はしばらくの間保管しましょう。



知って得する！豆知識

河南町でも相談が多い「有料サイトの料金が未納であり、支払わないと法的手続きを取る」などといった架空請求は、有料サイトを見た覚えがなければ、そもそも契約は成立していません。契約が成立していなければ支払い義務もないので、慌てて事業者に連絡をしたり、お金を支払わないようにしましょう。

「解約」とは・・・

ポイント 1

解約には、
多くの種類があります

公序良俗に反した契約は無効に、未成年者や判断力のない人が行った契約は取り消すことができるなど、契約状況により契約を解約することができます。

また、契約成立後、勧誘方法に問題がなかった場合でも、以下の場合には契約を解除することができます。

法定解除

- 訪問販売、電話勧誘販売での取引形態による過量販売契約
- クーリング・オフが適用される契約 など

約定解除

- 解除できる条件を契約時に定め、その条件を満たした契約

合意解除

- 当事者間の合意による解除

ポイント 2

一人で悩まず、すぐに相談

消費生活センターでは、事業者との契約や商品・サービスの品質等に関する相談を受け付けています。

クーリング・オフができる契約なのに、事業者から「クーリング・オフができない」と妨害された場合など、助言や必要に応じてあっせんを行います。

契約一つにしても、勧誘状況や取引形態によって契約状況は様々です。

困ったことや不安に思ったことがあれば、一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談する際に、

- ・契約書や見積書
 - ・保証書
 - ・製品の写真やパンフレット
- などの資料があれば、スムーズに相談を進めることができます。



「くらしに役立つパンフレット」

環境・まちづくり推進課では、住民のみなさんに対して、消費者庁や国民生活センターなどから届くタイムリーな消費生活情報を紹介しています。

また、クーリング・オフの書き方やくらしに関する注意喚起など、くらしに役立つパンフレットを置いていますので、ぜひ消費生活について興味のある方は立ち寄ってみてください。



(役場に置いているパンフレットの一部)

『河南町消費生活友の会』 一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第30号 平成30年8月発行



【相談窓口】
富田林市消費生活センター
(富田林市役所1階 7番窓口奥)
☎0721-25-1000
平日 午前9時～12時
午後1時～4時

夏に気をつけたい製品情報について

扇風機やエアコンを使用する季節になりました。また、夏休みを利用して、海や山などのレジャーに行く方も多いのではないのでしょうか。

毎年、NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）では、製品事故に関する事故事例が報告されています。

そこで、第30号では、「夏に気をつけたい製品情報」について紹介します。



「消費者庁イラスト集より」

カセットコンロが爆発！

- カセットコンロに大きな鍋や鉄板などの調理器具を載せ使用していたら、突然爆発し、やけどを負った。
- カセットコンロの上に金網を載せ、その上に炭を置いて火を起こしていたら、ボンベが爆発した。



カセットコンロを誤った使用方法で利用すると、大きな事故につながる危険があります。使用前に、取扱説明書をよく読み、注意事項を守りましょう。

スプレー缶やガスライターが破裂！

- 高温になった車内で、スプレー缶やガスライターが破裂し、フロントガラスが割れたり、ひびが入った。
- 車内に置いたままにしていたライターでタバコに火をつけようとしたところ、出火した。



破裂・爆発の危険性があるので、スプレー缶やガスライターなどの火気厳禁の製品を車内や直射日光のあたるところ、高温になる場所に置かないようにしましょう。

着火剤から引火・爆発！

バーベキューをしていて、火が弱くなってきたので、着火剤をつぎ足そうとしたところ、突然火が大きくなり、火が飛び散って、やけどを負った。

着火剤は揮発性が高く引火しやすいメチルアルコールが使われており、途中でつぎ足すと、大きな炎や爆発したりするおそれがあります。着火剤を用いて点火するときは、十分な距離を取り、適量を守る、つぎ足しはしないなど、注意事項を守って正しく使いましょう。



夏休みに気をつけたいスマホトラブル

夏休みが始まり、普段と比べ、こどもがスマートフォンを使用する機会が増えるのではないのでしょうか。

スマートフォンはメールや検索、ゲームなどができるなど便利な一方、犯罪やトラブルに巻き込まれるなど、こどもにとって危険もいっぱいです。

楽しく安全な夏休みを過ごすためにも、「スマートフォンとの賢い付き合い方」を親子でよく話し合い、困ったことがあればすぐに相談しましょう。

事例1



「消費者庁イラスト集より」

中学生の息子が動画投稿サイトに、中学校の校章が付いたジャージを着たまま投稿した。

その後、IDやパスワードが分からなくなり動画が消えなくなった。

事例2



「消費者庁イラスト集より」

中学生の娘が友人と撮った写真をSNSにアップしていた。設定を公開にしていたため、誰も見られる状態になっていた。気が付いて非公開にしたが、すでに流出した写真の情報を削除したい。

事例3

スマートフォンに「サイトへの登録料が未納である。本日中に連絡がない場合は、法的手段に移行する」という内容のSMS（ショートメッセージサービス）が届いたので、心配になって電話をかけた。利用した覚えはないのに、高額な請求を受けている。

注意!

ワンポイントアドバイス

◆安易に投稿しない！投稿する前に、写真や動画をもう一度確認！

ネット上の動画・画像や書き込みは、投稿・送信した本人が削除しても、完全に消すことが出来ないことがあります。また、会話の中に名前や学校名、写真などを載せただけで個人が特定されることもあります。個人情報が増えることにより、大きなトラブルに発展することもあるため、注意が必要です。

◆身に覚えのない未納料金を請求するメールが届いても開けず、すぐ削除！

事業者に連絡をすることで、かえって個人情報を教えることになり、二次被害にあう可能性も出てきます。送信元の名前に聞き覚えがあっても、身に覚えのない請求メールは、安易に信用しないようにしましょう。

『河南町消費生活友の会』
— 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第31号 平成30年11月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721(25)1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

「原野商法の二次被害」について

過去に原野商法で被害にあった消費者や、その原野を相続した消費者が再度被害にあうという「原野商法の二次被害」についてのトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。

また、相談の特徴として、契約当事者の約9割が60歳以上であり、被害金額も高額になっているなど、高齢者が被害にあっていることが分かります。

そこで、第31号では、相談事例をふまえ、トラブルにあわないためのポイントを紹介します。



「消費者庁イラスト集より」

事例1



相続した山林を手放したいと思っていたところ、事業者から「買いたい」と電話で勧誘を受け、喫茶店で会った。

そこで土地売却の契約書面にサインし、手数料18万円を支払った。その際、「別の山林を担保として差し出す」という話を受けた。

しかし、後日契約書を見たところ、売却と併せて別の山林を買う契約になっていた。話が違うので、取り消したい。

事例2

過去に原野商法の被害にあった。「その土地を買いたい」という電話が事業者からあり、自宅訪問を受けた。

何度か事業者が訪問し、土地を売るつもりで売買契約書に署名したが、訪問のたびに「違約金として」「税金対策の費用として」など、様々な名目で費用を請求され、総額約700万円を支払った。しかし実際は、全く説明を受けていない山林を購入したことになる。

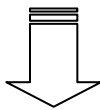


「消費者庁イラスト集より」

最近の手口は…！？

《以前》

「土地を高く買い取るために調査や整地、測量が必要」と勧誘して契約させる手口



《最近》

「高値で土地を買い取る」という電話勧誘の後、手続き費用や税金対策など様々な名目でお金を請求し、原野などの売却と同時に、より高い新たな原野などの土地購入をセットで契約させる手口

ポイント

「原野商法の二次被害」では勧誘や契約書面に問題があるケースが目立ちます。さらに、契約後は事業者と連絡がとれなくなることがほとんどであり、一度お金を支払ってしまうと、そのお金を取り戻すことは困難です。

このように、以前購入した原野などの買い取り話を不用意に聞くと、2次被害につながるおそれがあります。「土地を買い取る」などといった勧誘には、耳を貸さずにきっぱりと断りましょう。

簡単！今すぐ始められるエシカル消費！！



近頃、耳にする「エシカル消費」という言葉の正しい意味を皆さんはご存知でしょうか？

エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動をするという意味で、地域の活性化や雇用なども含む、より幅広い考え方です。下記に「エシカル消費」の具体例をあげていますので、参考にしてみてください。

□ 環境に配慮した消費

- ・環境に配慮した製品を購入する「グリーン購入」を心がける。
- ・森林を守りつつ作られた木材製品や紙製品を選ぶ。(FSC®認証マークが目印です。)
- ・海の環境や生態系を守って捕られた魚を選ぶ。(MSC 認証マークが目印です。)

□ 人・社会に配慮した消費

- ・開発途上国の原料や製品（フェアトレード製品）を購入することで、生産者や労働者の支援をする。
- ・障がい者や地域の企業を応援するために、障がい者施設で作られた商品などを積極的に購入する。

□ 地域に配慮した消費

- ・地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を心がける。
- ・地域の活性化につなげるために地元で買い物をする。
- ・被災地のものを積極的に購入する「応援消費」をする。



「消費者庁イラスト集より」

『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721 (93) 2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第32号 平成31年2月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所 1階 7番窓口奥)

☎ 0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「注意してほしい危害・危険情報」について

全国の消費生活センターには、契約・解約トラブル情報以外にも製品などの使用に伴う危害・危険情報が寄せられています。

製品事故は、事故原因を知り、製品の正しい取り扱い方を確認しておくことが大切です。そこで、第32号では、「注意してほしい危害・危険情報」について紹介します。



「消費者庁イラスト集より」

事例1 リチウムイオン電池から発火！

使用していたノートパソコンから発火し、製品と周辺を焼損する火災が発生。



転倒した際、ポケットに入れていたスマートフォンが発熱・発火し、やけどを負った。

※高容量で軽量が特徴のリチウムイオン電池は、スマートフォンやタブレット端末、ノートパソコンなど様々なモバイル機器に搭載されています。一方で、衝撃に弱いため、取り扱いには注意が必要な製品です。



事故防止のポイント

◆リコール情報を確認しましょう。

製造事業者・販売事業者がリコール情報を掲載しています。また、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページでは、リコール情報の検索を行うことができます。<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/index.html>

◆以下の症状が現れた場合は、すぐに使用を中止し、購入店または製造・輸入事業者の修理窓口に相談しましょう。

- ・充電できない。
- ・充電中、以前よりも熱くなる。
- ・不意に電源が切れる。
- ・外装やバッテリーパックが膨張している。
- ・落下などで強い衝撃を与え、一部が変形している。

事例2 あおり運転に巻き込まれたら…！？



近年、全国的に「あおり運転」が大きな社会問題となっています。大阪府警によると、悪質・危険な運転に対して、道路交通法違反をはじめ、危険運転致死傷罪、暴行罪などあらゆる法令を適用させた取締りが強化されています。

自身が加害者にならないためにも、普段から「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、心に余裕を持った運転を心がけるようにしましょう。

- ◆危険な運転者に追われるなどした場合、二次事故の危険性があるのですぐに止まらず、付近のサービスエリアやパーキングエリア、その他交通事故に遭わない安全な場所に避難し、すぐに110番通報しましょう。
- ◆車両に搭載するドライブレコーダーは、事件や事故の際の有力な証拠となるため、有効に活用しましょう。一方で「SD カードの異常で映像が記録されていなかった」という相談も寄せられています。SD カードは消耗品です。定期的に正常に映像が記録されているかを確認することが大切です。また、耐久性が高いとうたった SD カードも販売されているので、目的や使用方法に応じた商品を選択するようにしましょう。

くらしに役立つ消費者啓発講座を開催します！

テーマ：「はっきり断ろう！あやしい儲け話や甘いワナ！」

日時：2月15日（金） 午後2時～3時30分

場所：河南町役場4階 大会議室南 にて



富田林市消費生活センターから講師をお迎えし、平成30年度に問い合わせの多かった相談事例やトラブルに遭わないための対処法、クーリング・オフの方法、食品ロスについてお話してもらいます。みなさん、ぜひご参加ください。

『河南町消費生活友の会』 一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第33号 平成31年5月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「河南町の相談傾向」について

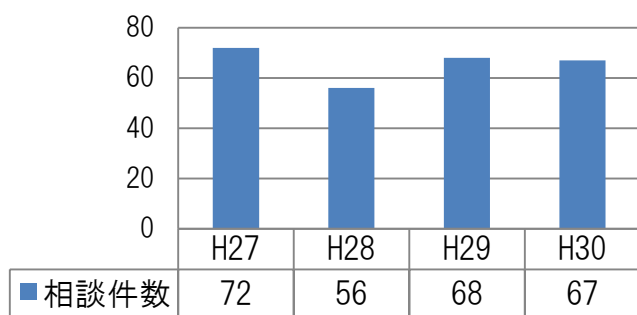
詐欺や悪質商法の手口には限りがなく、悪質業者は話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。

5月から年号が新しくなったことや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、これらに関連した「便乗商法」が増えることが予想されます。

そこで、第33号では、「河南町の相談傾向」について考え、万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、かしこい消費者をめざしましょう！



河南町の相談件数



「コンテンツ利用料が未納。
本日中に連絡しないと、法的
措置に移行する。」というメール
が届いた！！

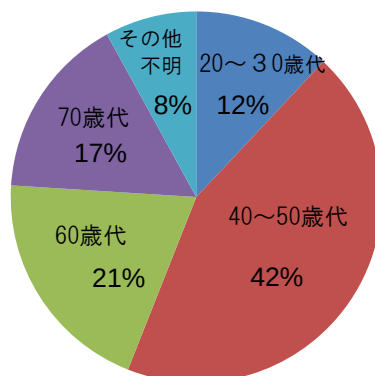


平成30年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は67件で、前年度と比べほぼ横ばいとなっています。また、平成30年度上半期、契約当事者を年代別にみると、高齢者の相談が全体の4割弱と多いことが分かります。

相談内容については、前年度と同様、通信販売に関する相談、店舗購入に関する相談が上位を占めています。心あたりのない事業者からの請求には、連絡をとらない！支払わない！ことが大切です。架空請求かどうか判断がつかない場合や不安に思うことがあればすぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談者の年代別件数

(H30上半期)



アポ電に注意してください！

公的機関や実在する企業名、家族などをかたって相手を信用させ、言葉巧みに家族構成や資産状況を聞き出したり、所在確認をしようとする不審な電話（アポイント電話）に関する相談が国民生活センターに寄せられています。このような不審な電話は、振り込め詐欺や還付金詐欺といった被害のきっかけになるだけではなく、強盗事件に関わっているという報道もされています。そこで、被害に遭わないための対処方法をご紹介します！



その1：着信番号通知や録音機能を 活用しよう！



相手が確認できた上で電話に出るなどすれば、トラブルを避けることができます。相手の電話番号が分かる機能や録音機能が付いた電話もあるので、必要に応じて検討しましょう。（別途、契約が必要です。）

その2：知らない番号からの電話に 出ってしまった時は・・・



自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれても、会話を続けず、すぐに電話を切りましょう。

◆5月は消費者月間です

様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、連携して行動するためのきっかけとなるように、今年度の消費者月間のテーマ「ともに築こう 豊かな社会 ～誰一人取り残さない 2019～」が消費者庁より発表されました。

◆「くらしの豆知識2019年版」を貸し出します

「くらしの豆知識」は、独立行政法人国民生活センターが編集・発行した消費者トラブルの対策に役立つ情報や、日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げた冊子で、2019年度版の特集は、「悪質商法の手口公開」です。環境・まちづくり推進課にて貸し出していますので、必要な方は窓口までお問い合わせください。



『河南町消費生活友の会』 —会員募集中—

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第34号 令和元年8月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721 (25) 1000

平日 午前 9時～12時
午後 1時～4時

消費者ホットライン「188」

「悪質商法等による被害にあった」、「ある製品を使ってけがをしてしまった」など消費者トラブルで困った時、全国共通の3桁の電話番号でつながる、消費者ホットライン「188」が平成27年7月より開設されています。

そこで、第34号では、消費者ホットライン「188」について紹介します。



「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

□ 消費者ホットラインとは…

消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない方に、最寄りの消費生活センターなどにつながる全国共通の電話番号で、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則、毎日利用できます。

□ 利用について…

- ・アナウンスに従って、お住まいの郵便番号を入力すると、地域の消費生活センターなどにつながります。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話などからはつながりません。

また、相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

□ 相談できる内容は…

- ・契約に関する事業者とのトラブル、悪質商法、訪問販売・通信販売などにおける事業者とのトラブル、製品・食品やサービスによる事故、不適切な表示など



「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

一人で悩まず、気軽に、すぐに相談！

いやや

消費者ホットライン 188 で覚えてくださいね！！

河南町で相談の多い消費者トラブルをご紹介します！！

1. 定期購入のトラブル

お試しのつもりで、ダイエット飲料を購入したが効果がなかった。解約の電話をかけたが、つながらず、次の商品が届いた。定期購入であるとは気づかなかった。



ポイント

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。途中で解約を申し出ても断られるケースや、解約の電話がつながらないといったケースもみられます。広告のページや最終確認画面等で定期購入が条件になっていないか、定期購入期間内に解約が可能かなど、商品を注文する前に契約内容や解約条件についての内容をよく確認するようにしましょう。

2. 新聞購読契約のトラブル

高齢の母がよく分からないまま、数年先からの新聞購読の契約をした。以前から取っている別の新聞もあるため、解約を申し出たが、受け入れられない。

ポイント

勧誘を受けた際は、景品等に惑わされず、必要がなければきっぱりと断りましょう。訪問販売で契約した場合、クーリング・オフが可能です。契約をする場合は、契約期間終了まで購読できるかを十分検討し、長期の契約や数年先の契約は避け、契約書の控えは保管しておきましょう。



「消費者庁イラスト集」より

3. 架空請求のトラブル



「消費者庁イラスト集」より

ポイント

心当たりのない不審なメールやSMS、はがきが届いても、支払いせずに無視するようにしましょう。事業者に連絡をすることで、かえって個人情報を知らせることになるので、絶対に連絡しないようにしましょう。

『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721（93）2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第35号 令和元年11月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721(25)1000

平日 午前 9時～12時
午後 1時～4時

「平成の消費者問題」を振り返って…

令和に入り、早くも半年が経ちました。

消費者問題は、時代とともに日々変化し続けています。

「しまった！」と後悔することがないように、第35号では、「平成の主な消費者問題」を振り返り、新しい消費者トラブルにも対応出来る自立した消費者をめざしましょう。



1990年代



「消費者庁イラスト集」より

カード破産の急増！

1970年代後半から高金利、過剰貸付け、過酷な取り立てによるサラ金地獄が社会問題になり、多重債務者が増えたり、自己破産する人が増えました。

輸入レモンからポストハーベスト農薬が検出！

アメリカ産レモンからポストハーベスト農薬が検出、ジャガイモ・大豆などの遺伝子組み換え商品が問題となり、消費者の間で輸入食品の安全性への不安や食品添加物・残留農薬の基準作りへの関心が高まりました。



こんにゃく入りゼリーによる窒息事故が発生！

当時、こんにゃく入りゼリーは新商品で、危険の認識度が低い食べ物でした。その後、乳幼児や高齢者が喉に詰まらせるなどの窒息事故が報告され、国民生活センターによる商品テストの結果、事業者に対して製品の改善や注意表示の記載等が要望されました。

2000年代～

ヤミ金による被害が拡大！

バブル崩壊後の長引く不況の影響で、自己破産件数は増加しました。さらに、消費者金融業者から借金ができなくなり、ヤミ金融といわれる業者から過酷な取立てが行われ、多重債務を原因とする自殺が多く発生しました。



「消費者庁イラスト集」より

⇒ 上記の背景を踏まえ、貸金業規制法（現在は、貸金業法）、利息制限法、出資法が改正され、段階的に施行されました。

《その他発生した消費者トラブルの一例》

BSE（牛海綿状脳症）発生、食品偽装事件、中国産冷凍ギョウザによる中毒事故、貴金属などの訪問買取りトラブル、劇場型投資被害、健康食品の送りつけ商法被害、架空請求・不当請求急増、健康食品の定期購入トラブル、アポ電被害など

2000 年以降、食品偽装や耐震偽装、ガス瞬間湯沸かし器やエレベーターによる死亡事故など国民の安全・安心を脅かす事故が次々と発生しました。

そこで、消費者が主役となって安全・安心して暮らせることができる社会を実現するために、「消費者庁」が発足されました。また、消費者の権利の尊重と自立支援として、

1. 安全が確保されること
2. 適切な選択の機会が確保されること
3. 必要な情報が提供されること
4. 消費者教育を受けることができること
5. 消費者の意見が政策に反映されること
6. 被害の救済が受けられること

が、消費者基本法に規定されています。



悪質商法の手口には限りがなく、日々新たな手口が登場します。また、健康や老後の生活に対する不安など、心の隙間につけこんだ手口も多く見られます。冷静な判断が出来るように、日頃から情報収集を行い、いざという時には消費生活センターに相談するなど自立した消費者をめざしましょう。

『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721（93）2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第36号

令和2年2月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「気をつけたいもうけ話の手口」について

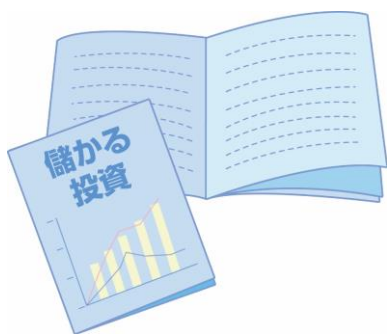
全国の消費生活センターには、高配当や高利回り投資、利殖をうたった詐欺的な投資話や情報商材などもうけ話に関する消費者トラブルが寄せられています。

そこで、第36号では、「気をつけたいもうけ話の手口」について紹介します。



「消費者庁イラスト集より」

事例1 知人からの投資話！その後、事業者と連絡が取れない...



知人から「1口25万円購入すれば、何もしなくても月に5万円入る」と仮想通貨の投資を紹介された。2口買うために50万円振り込んだところ、その週に約3万円振り込まれたので、さらに追加で申し込んだ。しかし、その後配当がなくなり、事業者に連絡をしたが、連絡が取れない。



ワンポイントアドバイス

- ◆仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。
- ◆「必ず」「絶対」などと勧誘されても、うのみにせず、リスクが十分に理解できない、投資の実態や内容に不安がある場合は、取引しないようにしましょう。
- ◆契約する場合は、金融庁（財務局）に登録のある事業者か契約前に必ず確認しましょう。

(※登録されていても、取引の安全性が保証されているわけではありません。)

事例2 1日数分の作業で、月に数百万円稼げます！ところが…！？



「ホームページを作りアクセス数を増やすだけで、1日10万円稼げる」という書き込みを見て、情報商材を購入した。その後、次々とアクセス数を増やすためのツールを勧誘され、高額な契約をしたが、実際はサポートもなく、もうからない。



ワンポイントアドバイス

- ◆情報商材は購入するまで内容を確認することができません。購入後に「広告や説明と違った」などのトラブルが絶えず、実際はあまり価値のない情報が高額で販売されていることもあります。少しでも怪しいと思ったら、事業者へ連絡しないようにしましょう。
- ◆「すぐに元が取れるから大丈夫」と言われても、事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。また、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしないようにしましょう。

くらしに役立つ消費者啓発講座を開催します！

テーマ：「キャッシュレス決済って何？」
～キャッシュレスの基礎を学びましょう～

日時：2月14日（金） 午後2時～3時30分

場所：河南町役場4階 大会議室南 にて



富田林市消費生活センターから講師をお迎えし、最近話題となっているキャッシュレス決済についてお話してもらいます。
みなさん、ぜひご参加ください。

『河南町消費生活友の会』
一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。

河南町消費生活だより

第37号 令和2年5月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所 1階 7番窓口奥)

☎ 0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「河南町の相談傾向」について

5月は消費者月間です。消費者であるみなさんが、事業者、地方公共団体、国などと連携しながら、食品ロス削減を始め、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて具体的な行動を起こしていくきっかけとなるように、今年度の消費者月間のテーマ「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～」が消費者庁より発表されました。

そこで、第37号では、「河南町の相談傾向」について考え、万が一に備え、みなさん自身も日頃から消費生活に関する情報収集をし、かしこい消費者をめざしましょう！

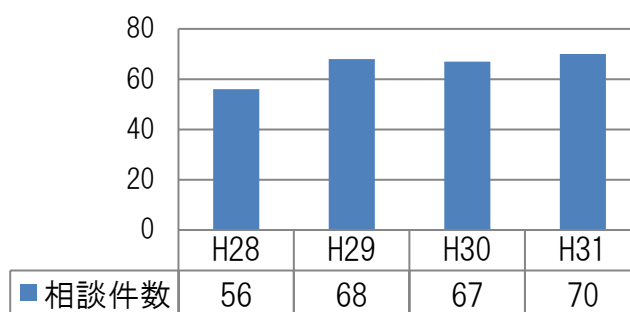


「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

事業者に「解約できない」と
言われました。
どうしたらいいですか？



河南町の相談件数



平成31年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は70件で、前年度に比べ増加しています。

相談内容については、前年度と同様、通信販売に関する相談が上位を占めています。

また、「契約したけれど、解約したい」、「思っていた商品・契約内容と違ったので、解約したい」など、特に「解約」に関する相談が最も多く寄せられています。

原則、一度契約が成立すると、一方的に契約を取り消すことができません。契約を結んでから「しまった！」と後悔することがないように、契約する前に契約内容や条件、解約内容を必ず確認するようにしましょう。

食品ロスについて考えてみませんか！？

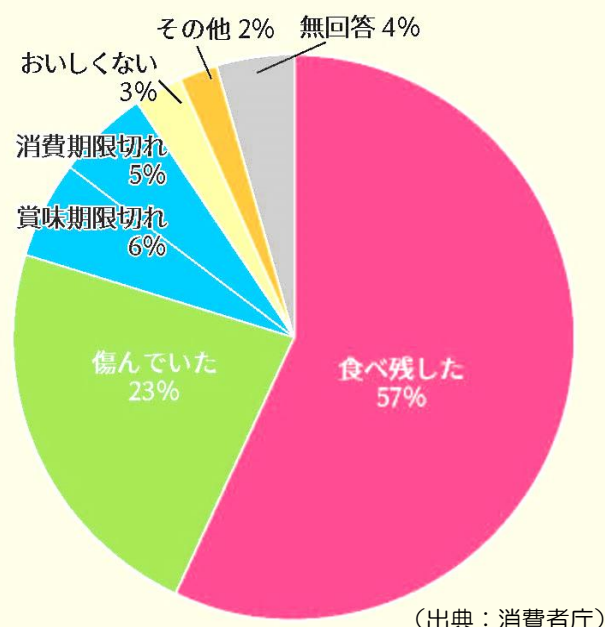
シリーズ1 ～食品ロスの現状について～

食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」と呼び、日本の食品ロス量は、年間643万トン、毎日、大型トラック約1,700台分の食品が廃棄されています。（平成28年度推計）

この内、約半分にあたる291万トンは家庭から発生しており、日本人1人当たりで換算すると、毎日お茶碗約1杯分の食べ物を捨てている計算になります。

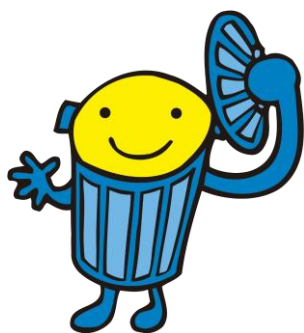
食料を輸入に頼る一方で、多くの食料を食べずに廃棄している現状に目を向け、私たち一人一人が食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

まだ食べられるのに捨てた理由



昨年10月1日「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました！

減らそう！食品ロス



この法律は、食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割を明らかにするとともに、基本方針の策定やその他施策の基本方針となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、家庭での食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させることを目指しています。

【消費者の役割って何？】

- ・食品ロス削減の重要性についての理解と関心を深める。
- ・食品の購入又は調理の方法を改善すること等により、食品ロスの削減について自主的に取り組む。

『河南町消費生活友の会』 一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）



旅行予約サイトを利用する前に…

インターネットの普及に伴い、近年、オンラインで旅行を予約することができウェブサイトの利用が増加しています。

手軽に旅行を予約できる一方で、店舗での予約とは異なり、契約条件や予約内容などについて、消費者自身が十分に確認する必要があります。

そこで、第38号では、旅行予約サイトを利用する前に注意しておきたいポイントについて考えたいと思います。



【事例1】入力内容を間違えた！

ネットで航空券を予約した際、間違えて姓と名を逆に入力したため、航空会社から搭乗できないと言われた。

【事例2】連絡先が分からない！

旅行の予約をしたサイトが不審なサイトであると判明したため解約したいが、解約方法が分からず、サイトの連絡先も分からない。



サイト運営事業者の基本情報を確認しましょう！

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 事業者名 | ② 事業者の住所（国内か海外か） |
| ② 事業者の代表者・責任者氏名 | ④ 旅行業登録の有無（登録番号により確認が可能） |

トラブルに遭った際に、日本の旅行業登録を受けた事業者には、消費者保護のための様々な義務が課されていますが、海外事業者の場合、日本の法律などを用いた交渉が難しい場合があるので注意しましょう。



サイト運営事業者の問い合わせ受付体制を確認しましょう！

- | | | |
|-------|--------|--------|
| ① 連絡先 | ② 受付時間 | ③ 対応言語 |
|-------|--------|--------|

海外事業者が運営するサイトの場合、窓口の日本語対応が可能かどうか、事前に確認しましょう。



旅行の契約条件を確認しましょう！

- | | | |
|-------------|--------------|--------|
| ① 契約相手・契約形態 | ② 解約・変更・払戻条件 | ③ 支払方法 |
| ④ 支払代金・内訳 | ⑤ 利用規約・約款 | ⑥ 予約内容 |

入力間違いはトラブルの要因になります。上記の項目は送信する前に必ず確認し、予約後は予約内容をすぐに確認しましょう。また、万が一に備え、予約内容を確認できる画面の写しは旅行が終わるまで大切に保管しましょう。



シリーズ2 「消費期限」と「賞味期限」

食品の期限表示には、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。期限表示を正しく理解することは、食品ロスを減らす行動につながります。

(期限表示は開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合が前提です。)

「消費期限」

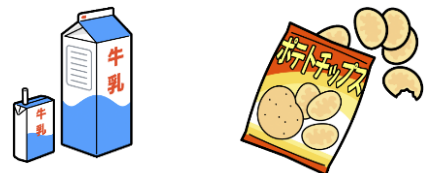
食べても安全な期限で、傷みやすい食品が対象です。



この期限を過ぎると急速に品質が悪くなるので、消費期限を過ぎた食品を食べるのはやめましょう。

「賞味期限」

おいしく食べることができる期限で、品質の劣化が比較的穏やかな食品が対象です。



賞味期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではないので、すぐに廃棄せずに、皆さん自身で食べられるかどうかを判断することが必要になってきます。



Q：期限表示に「年月」だけしか書かれていない食品があるのはなぜ？

A：賞味期限を表示すべき食品のうち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

Q：期限表示を書かなくてもよい食品もあるの？

A：質の変化が極めて少ないガム、冷菓、砂糖、アイスクリーム類、食塩、うまみ調味料、氷、飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶、ポリエチレン製容器入りのものに限る）は、期限表示の省略が認められています。

マイナポイントに関連した詐欺にご注意ください！！



7月からマイナポイントの申し込みが始まりました。これに伴い、マイナポイントに関連した詐欺が増えることが予想されます。トラブルに遭わないように、以下の点に注意しましょう。

公的機関の職員やその関係者などが、

- ① マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産情報、家族構成などの個人情報などを聞くことは絶対にありません！！
- ② 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認することは絶対にありません！！
- ③ 金銭を要求したり、手数料の振込みを求めることは絶対にありません！！

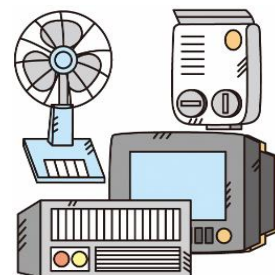
【相談窓口】 富田林市消費生活センター（富田林市役所 1 階 7 番窓口奥）
☎ 0721-25-1000 平日午前9時～12時 午後1時～4時



身の回りにある製品を事前にチェックしてみよう！

11月は「製品安全総点検月間」です。

国民生活センターには、暖房機器など私たちの身の回りにある製品に関する事故情報が、例年報告されています。使用直前になって慌てることがないように、事故を未然に防ぐためにも、事前に製品の点検をし、安全な冬を過ごしましょう。そこで、第39号では、製品を利用する前に注意しておきたい項目や禁止事項についてご紹介します。



リビング ダイニング 寝室など



エアコン、室外機

- ☐異臭 ☐異音 ☐水漏れ ☐延長コードで使用しない
- ☐コードを束ねたまま使用しない ☐製造年等の表示の確認
- ☐フィルター及び本体の清掃の実施



モバイルバッテリー

- ☐落下等で衝撃が加わった製品を使用しない
- ☐可燃物の近くで充電していないか
- ☐バッテリーパックが膨張していないか



テレビ

- ☐異臭 ☐異音 ☐液晶画面の不具合
- ☐設置のゆりみ ☐プラグのほこり



ファンヒーター、ストーブ

- ☐異臭 ☐異音 ☐上や周りに物を置かない
- ☐コードを束ねたまま使用しない
- ☐プラグのほこり ☐製造年等の表示の確認
- ☐メーカーへの登録の確認



電気カーペット、マット

- ☐異臭 ☐異音 ☐たたみじわ
- ☐保温性の高い座布団等と一緒に使用しない
- ☐コードを束ねたまま使用しない

製品にも寿命があります。

異常を感じたら使用をすぐにやめ、
メーカーや販売店に、相談しましょう。

キッチン



冷蔵庫、電子レンジ オーブン、トースター

- 庫内：☐水漏れ ☐内部破損 ☐よごれ
- 庫外：☐異臭 ☐異音 ☐上に物を置かない
- ☐プラグのほこり
- ☐コードを束ねたまま使用しない



換気扇

- ☐異臭 ☐異音 ☐振動 ☐回り方の異常
- ☐掃除 ☐製造年等の表示の確認



ガスコンロ

- ☐異臭 ☐異音 ☐よごれ ☐点火不良
- ☐バーナーキャップのはずれ
- ☐周囲に可燃物がないか ☐電池切れ

浴室 洗面 トイレ



ふろがま

- ☐異臭 ☐異音 ☐ひび割れ ☐水漏れ
- ☐燃料漏れ ☐ほこり
- ☐製造年等の表示の確認
- ☐メーカーへの登録の確認



洗面化粧台

- ☐扉のガタつき ☐コンセント周りのほこり



ドライヤー

- ☐異臭 ☐異音 ☐コードのねじれ断線
- ☐コードを束ねたまま使用しない



洗濯機

- ☐異臭 ☐異音 ☐異常な振動 ☐アース線
- ☐プラグのほこり ☐製造年等の表示の確認

(出典：経済産業省ウェブサイト)



シリーズ3 私たちができる家庭での取組

食品ロスを減らすための小さな行動も、一人ひとりが取り組むことで、大きな削減につながります。そこで、身近なところから食品ロスを減らすために「私たちができる家庭での取組」について紹介します。

基本は、3つ！食べ物を「買いすぎない」、「作りすぎない」、「食べきる」ことです。

《買物時にできる工夫》

- 食材を余らせないように、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認しましょう。
- お得なまとめ買いをしたものの、食べきれずに捨ててしまうことも…。必要な分だけ買って、食べきることが大切です。
- すぐに使う食品は棚の手前から取るなど利用予定と照らして、期限表示を確認しましょう。



《調理、食事にできる工夫》

- 誤った保存方法は、食品の劣化を早める場合があります。食品に記載されている保存方法に従い、正しく保存しましょう。
- 野菜は、冷凍、乾燥など下処理をして保存することで、食材を長持ちさせることができます。
- 残っている食材から使いきる、作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきるなど工夫してみましょう。



消費者庁では、食品ロスを減らすための様々な情報が発信されています。食材の選び方や保存方法、リメイク料理のレシピなどもたくさん掲載されています。是非、参考にしてください。

消費者庁のキッチン



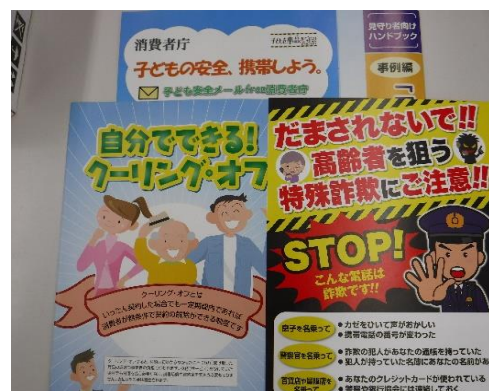
で、検索！！



「くらしに役立つパンフレット」

環境・まちづくり推進課では、住民のみなさんに対して、消費者庁や国民生活センターなどから届くタイムリーな生活情報を紹介しています。

クーリング・オフの書き方やくらしに関する注意喚起など、くらしに役立つパンフレットを置いてありますので、消費生活について興味のある方は、ぜひ立ち寄ってみてください。



(パンフレットの一例)

【相談窓口】富田林市消費生活センター（富田林市役所 1 階 7 番窓口奥）

☎ 0721-25-1000

平日午前9時～12時 午後1時～4時





日常における情報セキュリティ対策は万全ですか！？



情報セキュリティ対策は、日頃から行うことが大切です。この対策をおろそかにしてしまうと、ウイルスに感染してシステムに問題が発生したり、不正アクセスによって情報が流出するといった被害が発生する可能性があります。

そこで、第40号では、このような被害に遭わないために注意しておきたいポイントについてご紹介します。

右の表は、(独)情報処理推進機構(IPA)が、2019年に発生した社会的に影響が大きかったセキュリティ上の脅威について、「個人」「組織」における脅威を1位から10位までランキングにしたものです。

相談概要としては、近年、スマートフォンを利用した決済がキャッシュレス決済の手段として利用できるようになるなど便利になった反面、アカウントに不正アクセスした第三者のなりすましによるサービスの不正利用(1位)、金融機関やショッピングサイトなど実在する有名企業を騙るメールを送信し、偽のウェブサイトへ誘導することにより、銀行口座情報、クレジットカード情報、ID、パスワード、氏名などの重要な情報が詐取された(2位)、クレジットカード

を狙ったフィッシング詐欺、ショッピングサイトの改ざんによる偽決済画面への誘導などにより、クレジットカード情報が詐取され、不正利用された(3位)などの被害が発生しています。

【情報セキュリティに関する相談内容】

「個人」向け脅威	順位	「組織」向け脅威
スマホ決済の不正利用	1	標的型攻撃による機密情報の窃取
フィッシングによる個人情報の詐取	2	内部不正による情報漏えい
クレジットカード情報の不正利用	3	ビジネスメール詐欺による金銭被害
インターネットバンキングの不正利用	4	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
メールやSMS等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求	5	ランサムウェアによる被害
不正アプリによるスマートフォン利用者への被害	6	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
ネット上の誹謗・中傷・デマ	7	不注意による情報漏えい
インターネット上のサービスへの不正ログイン	8	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
偽警告によるインターネット詐欺	9	IoT機器の不正利用
インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	10	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

(出典：独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2020」より抜粋)

»偽のセキュリティ警告に注意



- ・ウェブサイトの閲覧中に、ウイルスに感染しているなど、偽の警告に遭遇する場合があります。表示されたメッセージに従って操作したり、電話をかけてしまうと、最終的に有償ソフトウェアの購入や有償サポート契約へ誘導されることがあります。利用しているセキュリティソフトによる警告ではない場合、画面を閉じるか、画面が消せない場合は、パソコンを再起動しましょう。

»メールやSMS、SNS での不審なファイルや URL に注意

- ・日々届くメールのなかには、ウイルスを組み込んだファイルが添付されていたり、ウイルスを仕掛けたサイトやフィッシングサイトへ誘導する URL が記載されている可能性があります。URL を安易にクリックしない習慣をつけるようにしましょう。

»セキュリティソフトの導入および定義ファイルの最新化

- ・パソコンやスマートフォンなどにセキュリティソフトを導入するとともに、セキュリティソフトの定義ファイルを常に最新な状態になるように設定し、最新の状態になっているか定期的に確認しましょう。

»スマートデバイスのアプリや構成プロファイル導入時の注意

- ・不正なアプリのインストールを防ぐために、携帯電話会社が提供している公式マーケットなど信頼できる場所からアプリをダウンロードしましょう。また、インストールする場合は、提供元など安全を確認してから実施するようにしましょう。



安心・安全に通信サービスを利用するために、私たち利用者自身が上記のような情報セキュリティ対策を知ることが必要です。

（独）情報処理推進機構では、この他にも利用の際に注意するポイントが掲載されています。是非、以下のサイトを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/measures/everyday.html>



シリーズ4 食品ロスを減らす事業者の取組

食品ロスを減らす取組は私たち消費者だけではなく、事業者も始めています。

例えば、コンビニエンスストアでは、期限の迫った商品の値引き販売をしたり、予約制にして売れ残りを出さないようにする、食品メーカーでは、容器包装の工夫により鮮度保持期限を延長したり、個包装による食べ残しを防いだりするなど食品ロス削減の工夫に取り組んでいます。

最近では、新型コロナウイルス感染症予防のため、「新しい生活様式」が求められています。このような状況の中、飲食店では、テイクアウトやデリバリー、インターネット販売を行うなど様々な販売方法を工夫し、食品の有効活用に取り組んでいます。



また、インターネット販売サービスを行う事業者の中には、引き取り手がなく捨てられそうな新鮮な農産物・加工食品を安価で販売したり、外食時に「ドギーバッグ」と呼ばれる、残ってしまった食べ物を持ち帰る箱や袋が用意されている飲食店も登場しています。



自分のライフスタイルに合わせこれらのサービスを利用して、新しい生活様式になっても、食品ロスの削減につながる行動を続けてみましょう。

【相談窓口】 富田林市消費生活センター（富田林市役所 1 階 7 番窓口奥）

☎ 0721-25-1000 平日午前9時～12時 午後1時～4時



河南町消費生活だより

令和3年5月発行 第41号



「河南町の相談傾向」について

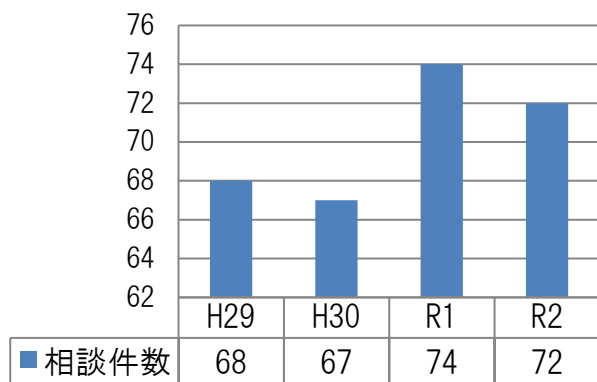
5月は消費者月間です。消費者であるみなさん一人ひとりが「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるように、今年度の消費者月間のテーマ「“消費”で築く新しい日常」が消費者庁より発表されました。

そこで、第41号では、「河南町の相談傾向」について考えてみましょう。みなさん自身も万が一に備えて、日頃から情報を収集し、かしこい消費者をめざしましょう！



「消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン」

河南町の相談件数



令和2年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は72件で、前年度に比べ少し減少しています。



相談内容については、「無料だと思って『18歳以上』をクリックしたら、いきなり会員登録され、料金請求画面になった」など架空請求に関する相談や、「隣で屋根工事をしている業者から、『家の屋根がはがれている。火災保険を使って負担なく修理ができる』と言われ契約したが、解約したい」など、修理代金に関する相談が上位を占めています。

また、「契約したけれど解約したい」、「思っていた商品、契約内容と違ったので解約したい」など、「解約」に関する相談が最も多く寄せられています。

原則、一度契約が成立すると、一方的に契約を取り消すことができません。契約を結んでから「しまった！」と後悔することがないように、契約する前に契約内容や条件、解約要件を必ず確認しましょう。





18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ①

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、契約に関する知識や経験の少ない18歳、19歳の若者が、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が予想されます。

そこで、シリーズ1回目では、「成年になって出来ること・出来ないこと」について一緒に考えてみましょう。



18歳になったら出来ること

- ▶ 親の同意がなくても契約ができる
(クレジットカードを作る、ローンを組む…)
- ▶ 10年有効のパスポートが取得できる
- ▶ 男女とも、結婚可能年齢が18歳になる
など

20歳までは出来ないこと

- ▶ お酒を飲む
- ▶ タバコを吸う
- ▶ 競馬や競輪などのギャンブルを行う
など



親の同意がなくても自分の意思で契約することができるようになる一方で、その契約についての責任も自分で負うことになり、注意が必要です。

スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから、社会経験の少ない若者が、消費者トラブルに巻き込まれるケースが懸念されます。

消費者トラブルは日々変化し、その手口は巧妙化、多様化しています。そのような悪質商法による被害を防ぐために、私たち消費者自身がテレビや新聞、国民生活センターのホームページなどを参考に、最新の手口や被害情報を知ることが必要です。

また、訪問販売など不意打ち的な販売方法に対しては、「訪問勧誘お断りステッカー」の活用も有効です。農林商工観光課では、「訪問勧誘お断りステッカー」を配付していますので、必要な方は、ぜひ立ち寄って下さい。



相談窓口

富田林市消費生活センター
☎0721-25-1000
午前9～12時・午後1～4時

発行・問い合わせ先

河南町役場
まち創造部 農林商工観光課
☎0721-93-2500

河南町消費生活だより

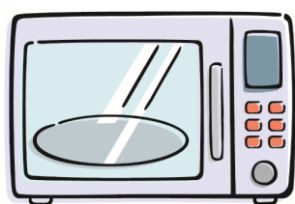
令和3年8月発行 第42号



「気をつけてほしい調理家電」について

コロナ禍における新しい生活様式に伴い、自宅で料理をする機会が増えています。電子レンジやオーブントースターなどの調理家電の売れ行きが増加する一方で、火災事故などの製品事故も増えています。

そこで、第42号では、「気をつけてほしい調理家電」についてご紹介します。身近にある調理家電の取り扱いに注意をし、事故を未然に防ぎましょう！



電子レンジの事故事例

- ・庫内に食品かすが付着した状態で使用し、食品かすが過熱され、炭化して発火した。
- ・肉まんを必要以上に長い時間加熱したところ、炭化して発火した。
- ・コーヒーをオート調理機能で加熱したところ、過加熱状態となり、庫内から取り出した際、突然沸騰しやけどした。

圧力鍋の事故事例

- ・調理後、ふたを開けようとしたところ、ふたが飛び蒸気などが腕にかかり、熱傷を負った。
- ・豆スープを調理中、急に鍋ふたが外れ、中身が飛び散った。足に軽いやけどを負い、床や壁が汚れた。



ワンポイントアドバイス

- ・電子レンジなど庫内に付着した汚れが原因で発火することがあるので、庫内はこまめに掃除しましょう。
- ・卵やウィンナーなど膜のある食品は破裂することがあるので、加熱してよい食品か確認しましょう。また、食品を加熱しすぎると炭化して燃えることがあるので、使用前に加熱時間を確認しましょう。
- ・圧力鍋の蒸気口や圧力調整部分が詰まっていると、安全装置が正常に作動せず、ふたや中身が吹き飛ぶ危険性があります。使用前に、蒸気口など圧力調整部分に詰まりがないか確認しましょう。
- ・定められた内容量を超えて調理した場合、中身が噴き出す原因になります。水と食材は合わせて2/3以下、豆類・めん類の場合は1/3以下の内容量で調理しましょう。
- ・圧力鍋は、完全にふたを閉めた状態で調理を行い、調理後は鍋の中の圧力が下がったことを確認してからふたを開けましょう。



18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ②

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、契約に関する知識や経験の少ない18歳、19歳の若者が、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が予想されます。

そこで、シリーズ2回目では、「契約」について一緒に考えてみましょう。



日常生活における様々な契約



コンビニで商品を買う



ネット通販で買物をする



美容医療を受ける



部屋を借りる

など

契約とは、「法的な拘束力を持つ約束」のことで、「申し込み」に対して相手が「承諾」をし、その意思表示が合致することで成立します。

《契約成立のイメージ》

「売ります」
承諾



「買います」
申し込み

～契約の基本～

- ▶ 契約書がなくても、口頭でも契約は成立します。
- ▶ いったん締結した契約は、原則、一方の都合だけでやめることはできません。
- ▶ 契約をするかどうか、誰とどのような内容や方式で契約するかは自由に決めることができます。

契約をした後になって、「契約をしないほうがよかったかな？」と悩んだり、「騙されたかも…」と不安になったり、契約書を確認したら、「聞いていた話と違う」などということに気づくこともあります。そこで契約する時のチェックポイントをご紹介します。

- ☑ 商品やサービスの内容は明確ですか。
- ☑ 総額はいくらですか。今後支払う費用は他にありませんか。
分割払いの場合、支払総額と支払回数・期間を把握していますか。
- ☑ 解約や中途解約、違約金、損害賠償などの条件を確認しましたか。
- ☑ セールストークに惑わされることなく、他社の商品やサービスと品質や価格を比較しましたか。

日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！



クイズで学ぼう！消費生活のこと

- ① 令和4年4月1日から成年年齢が20歳から何歳に引き下げられる？
- ② 成年年齢が引き下げられ、20歳未満の成年も飲酒や喫煙が出来る様になった？



※答えの詳細は、前回の河南町消費生活だよりをご覧ください。

こたえあわせ

- ① 18歳
- ② 飲酒・喫煙については、20歳までは出来ません。

河南町消費生活だより

令和3年11月発行 第43号



「家庭用蓄電池の勧誘トラブル」について

2009年に「余剰電力買取制度」、2012年に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、住宅用太陽光発電の普及が進む中、固定価格での買取期間が10年と定められており、2019年以降、買取期間が順次満了しています。そのような中、全国の消費生活センターには家庭などで利用する家庭用蓄電池に関する相談が寄せられています。

そこで、第43号では、「家庭用蓄電池の勧誘トラブル」についてご紹介します。



＜相談事例①＞

「家庭用蓄電池を設置しないか」と事業者が訪問し、「10年間の売電契約終了後、売電価格が下がるため家庭用蓄電池を設置した方がよい。」と言われた。「今なら工事費と設置費が無料」などと長時間勧誘され、クレジット払いで契約をした。後になって高額な契約だと心配になり、翌日クーリング・オフを申し出たが本当に解約できたか不安。



＜相談事例②＞

突然自宅を訪問した事業者から太陽光発電設備や家庭用蓄電池の勧誘を受けた。以前から太陽光発電に興味があったので、契約する際は複数社から見積りをとって検討しようと思っていたが、後日改めて訪問した事業者から、「安く契約できるのは残り2件」などと説明され契約してしまった。よく考えると高額なので、クーリング・オフしたい。



ワンポイントアドバイス

太陽光発電設備や家庭用蓄電池の購入は高額な契約になります。これらの設備を設置することでその後の電気料金が安くなったり、災害時に役立つなどのメリットもあります。一方で設置にあたり、購入費用や設置工事費用などの初期費用も発生します。突然の訪問をきっかけに勧誘されたり、契約を急かされてもその場では契約せずに、複数社から見積りを取るなど、事業者の比較検討を慎重に行ったうえで契約するようにしましょう。

また、事業者が訪問販売を行う時には、勧誘に先立ち、消費者に対して事業者名、勧誘の目的、販売しようとする商品の種類を告げなければならないと法律で定められています。事業者の突然の訪問を受けた際は、まずこれらの事項を確認し、そのうえで見積書や設置工事、補助金申請の手続きなどの流れや詳細を十分に確認するようにしましょう。



18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ③

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、契約に関する知識や経験の少ない18歳、19歳の若者が、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が予想されます。

そこで、シリーズ3回目では、「若者の消費者トラブル」について一緒に考えてみましょう。



若者の消費者トラブルの相談事例

事例1

- ・就活の不安をあおられ就活セミナーを契約したが、役に立つ内容ではなかった。
- ・バイト先の先輩に就活の相談をしたら、就活対策として投資セミナーを勧誘された。



事例2

「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められた。解約したい。



事例3

マッチングアプリで知り合った20歳代の男性に資産家というリーダーを紹介され、「皆で金持ちになれる」と株の勉強会に誘われた。話を聞くほど洗脳状態になって契約したが、もうからないので返金して欲しい。

いずれの事例も「勧誘時の説明と違った。」「広告と違う。」などのトラブルが絶えません。また、事例3は、いわゆるマルチ取引（友人や知人を販売組織に参加させ収入が得られるなどと勧誘し商品やサービスを契約させる）で、最近では、投資や副業などのもうけ話を扱う「モノなしマルチ」が増えています。解約や返金を求めようとしても連絡先が不明確で交渉が困難になる場合もあります。

✓必要がないと思った契約は、先輩や知人から勧誘されても、はっきりと断りましょう。

✓安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。

契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取消しなどができる場合があります。困った時は、すぐに消費生活センターに相談しましょう！



クイズで学ぼう！消費生活のこと



- ① 買物をする時、契約が成立するのはいつ？
- ② 契約書にサインをしていないので、契約は成立していない？

（※答えの詳細は、「広報かなん8月号」に掲載）

答： ① 商品を受け取る時 ② 契約書にサインをした時

日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！



【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時～12時・午後1時～4時

河南町消費生活だより

令和4年2月発行 第44号



ネットリテラシーを身につけよう！

インターネット上には、様々な情報が流れています。検索すれば簡単に情報を見つけることが出来るという便利な反面、ネットを利用する人には、それらの情報をいつでもすぐに適切に取捨選択する能力（ネットリテラシー）を身につけることも求められます。

そこで、第44号では、「ネットリテラシー」について考えてみましょう。



誇大な表現!?
架空の口コミ!?



ネット上に公開されている情報には目的があります。例えば、広告には見る人に購買意欲をもたせるため誇大な表現を用いているものや、有益な情報と見せかけてウイルスが仕込まれていたもの、個人情報収集を目的とするなど悪質なケースも見受けられます。

ネット上の情報を十分に理解しないまますぐに行動せず、情報の根拠や発信者は誰かを調べたり、周囲の人の意見を参考にするなど、普段から客観視して考える癖をつけましょう。

不正確でいい加減なうわさ話（デマ）やうその情報（フェイクニュース）は、人々の不安な気持ちをあおるのが得意で、中には情報操作や特定の個人・企業を陥れることが目的のものもあります。

また、良かれと思って拡散した情報がうその情報だということもあり、場合によっては自分が発信者になり、社会全体に迷惑をかけることも考えられます。



ネット上に公開された情報は、後から削除しても完全に消去することは出来ません。SNSなどネット上で情報を公開するときは、まず必要性を考え、公開する内容と相手を考えましょう。

ネット上の情報の見極め方



- ・公的機関など、情報の発信元が信頼できる発信元かを確認!!
- ・現在とは状況が異なっている場合もあるので、いつの情報かを確認!!
- ・検索によっては、調べたい画像の出典元や類似画像の検索を確認することが可能です。画像が合成されたものではないかを確認!!
- ・「～らしい」「～みたい」のような伝聞形式の情報には注意!!

18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ④

そこで、シリーズ4回目では、「消費生活に関する相談窓口」について紹介します。



消費者トラブルって！？

商品やサービスを契約後、
事業者とトラブルに…



「消費者庁イラスト集より」

- クレジットカードで
買い物をし過ぎて、支
払いが困難に…

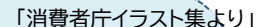


など...



消費生活センターでは、消費者トラブルにあった本人からの聴き取りや契約書などから消費生活相談員が問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについて助言や情報提供をします。また、自主交渉が難しく複雑な案件などの場合、事業者との交渉を手伝う場合もあります。

相談する時は、契約書やパンフレット、インターネット取引の場合は、メールやSNSのやり取りのほか、広告や販売サイトの画面など、保存してあるもの、トラブル発生までの出来事を時系列にまとめたメモなどを用意しておく、と、相談がよりスムーズに進みます。



河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口となります。また、消費者ホットライン「188」に電話をすると、最寄りの消費生活センターにつながります。相談内容の秘密は守られますので、「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まずに気軽に相談してください！

クイズで学ぼう！消費生活のこと



- ① 友人や先輩から紹介された「もうけ話」、本当に信用できる？
- ② 投資契約や副業契約した後の解約や返金は簡単にできる？

(※答えの詳細は、「広報かなん11月号」に掲載)

②事業者と連絡がつかないなど、交渉が困難になる場合が多い。

① 美態やしくみが分からないもつけ語にはかわらないようにしよう。 塾:

日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！



【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時～12時・午後1時～4時

河南町消費生活だより

令和4年5月発行 第45号



スマホを契約するときの注意点について

4月から成年年齢は18歳にあり、「18歳から大人」になります。大人になりできることが増える一方、責任も生じることになります。契約などは慎重に行い、消費者トラブルに巻き込まれない「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費は世界につながっていると認識し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることも重要です。

消費者庁では、消費者月間（5月）のテーマを「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」とし、改めて、周囲の大人も含め、考えていくこととしています。

そこで、実践につながるきっかけとなるよう、第45号では、「スマホを契約するときの注意点」について考えてみましょう。



スマホの契約数は年々増加傾向にあり、最近では低価格の料金プランが提供されるなど、乗り換え先の選択肢も増えています。一方で、スマホを契約したものの、サービス内容が消費者の認識と違ったり、不要なタブレット端末や光回線サービスなど複数の契約をさせられてトラブルになるケースも多くみられます。

相談事例



- ① 「スマホとセットで契約すると、毎月の料金が安くなる」などと勧誘されて、まったく内容が分からないまま光回線や電気等の契約をしてしまった。
- ② スマホをあまり使わないので一番安いプランを希望したところ、タブレット端末とのセット契約が一番安いと言われて申し込んだ。請求金額が高額だったため問い合わせたところ、大容量データプランを契約させられていたことが分かった。

トラブルにあわないために…



- ◆ 実店舗を持たない格安スマホ会社などでは、問い合わせ方法が電話やメール、チャットなどに限られている場合があります。また、スマホ操作に不慣れな利用者向けの対面サポートがない場合もあるので、必要に応じて、契約前にサポート体制を確認するようにしましょう。
- ◆ 光回線などサービスや商品を勧められても、内容がよく分からないものや不要と思った契約は、その場で断ることが大切です。
- ◆ 契約書にサインする前に、初回の支払いに含まれているものは何か、月額料金はいくらかを確認するようにしましょう。

1 8歳までに身につけておきたい消費生活のはなし①

近年、キャッシュレス化が進み、クレジットカードやプリペイドカード、スマホ決済などの支払い手段や支払い方法が多様化しています。例えば、クレジットカードはキャッシュレス決済の代表的な手段の1つで、「後払いで商品の購入ができる」、「利用によってポイントや特典が付く」など便利な一方、仕組みをよく理解し注意して使用することが大切です。そこで、シリーズ1回目では、「リボ払い」について紹介します。



クレジットカードのリボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した金額を毎月支払います。月々の支払いを一定にできるという利点の一方で、借入残高に対して常に手数料が発生し、その結果、支払総額が増えることになります。また、利用件数が増え、定期的な支払いが続くと残高が分かりづらいなどの点にも注意が必要です。



＜相談事例＞

リボ払いにするとポイントが3倍になるので、化粧品をリボ払いで購入した。毎月1万円しか支払わなくていいので、その後も色々な買物を続けていた。利用明細は確認しておらず、気づいたときには、借入残高が約80万円になっていた…

クレジットカードの代表的な支払いの方式

	翌月一括(1回) 払い	ボーナス一括 (1回)払い	分割払い (3回以上)	リボ払い
支払方式	利用した翌月に一括して支払う方式	利用した翌ボーナス時期に一括して支払う方式	利用時に支払回数を決めて分割して支払う方式	あらかじめ支払残高に対して毎月支払う一定額を決め支払う方式
手数料	かからない	かからない	かかる	かかる



クレジットを利用するときに気をつけたいポイント

- ◆ 近年、たくさんのクレジットカードが発行されており、クレジットカード会社によっては、様々な特典や条件があります。自分にあったものを選んで利用する。
- ◆ カードの中には、リボ払い専用のものや、初期設定がリボ払いになっているものがあります。申し込む前に支払い方法を必ず確認する。
- ◆ カードに同封されている利用案内書や会員規約は必ず確認する。
- ◆ 収入や必要な支出を考えて、無理のない支払計画を立てる。
- ◆ 利用後の伝票はしばらく保管し、毎月の利用明細と必ず確認する。
- ◆ リボ払いを利用する場合は、借入残高と毎月の支払額をしっかりと把握する。



日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！

【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時～12時・午後1時～4時

河南町消費生活だより

令和4年8月発行 第46号



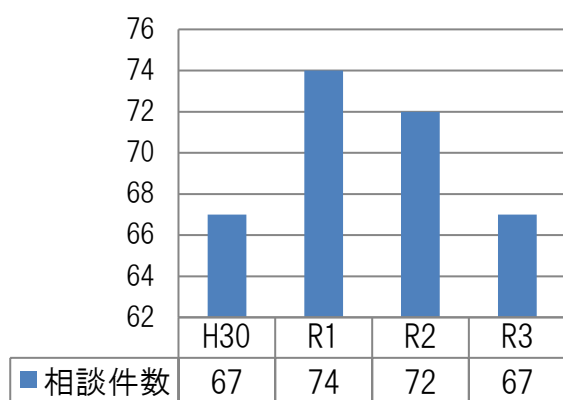
「河南町の相談傾向」について

スマートフォンやインターネットの普及により、私たちの暮らしが便利になった一方で、全国の消費生活センターには、通信サービスに関する消費者トラブルが後を絶ちません。

そこで、第46号では、「河南町の相談傾向」について考えてみましょう。消費者トラブルに遭わないために、みなさん自身も日頃から情報を収集し、かしこい消費者をめざしましょう！



河南町の相談件数



令和3年度、富田林市消費生活センターに寄せられた河南町の相談件数は67件で、前年度に比べ減少しています。また、相談内容では「通信サービス」に関する相談が上位を占めています。

～主な相談内容～

- ① 商品が届かない…
- ② 有料の会員費を解約したい…
- ③ 商品を購入したら定期購入だった…
- ④ 副業や投資の契約をしたが、説明と違った…

(※相談内容は一般的な内容に変更しています。)



トラブルにあわないために気をつけたいポイント

《悪質な通販サイトを見分けるポイント》

- ・ サイト上に販売業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。
- ・ 日本語の表現が不自然である。
- ・ 支払い方法が前払いなどの銀行振り込みに限定されている。
- ・ ブランド、メーカー品なのに、極端に価格が安い。



《定期購入トラブル》

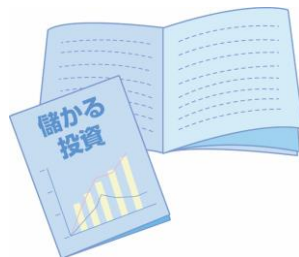
- ・ 定期購入が条件になっていないか、支払い総額を確認しましょう。
- ・ 利用規約の内容を確認しましょう。
- ・ 解約や返品ができるのかなど返品特約を確認しましょう。
- ・ 最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しましょう。(※法律の改正により、事業者は取引の基本的な事項を最終確認画面で明確に表示することが義務づけられました。)



通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約や返品をする場合、事業者の返品特約に従うことになります。解約条件はしっかり確認してから契約する習慣を身につけるようにしましょう。

18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ②

全国の消費生活センターには、「エステティックサービス」、「医療サービス」など美容に関する相談や「内職・副業」、「暗号資産・仮想通貨」などもうけ話に関する若者の消費者トラブルが多く報告されています。そこで、シリーズ2回目では、「怪しいもうけ話」について考えてみましょう。



＜相談事例＞



- ① 大学の先輩にFX自動売買システムの購入を勧められ、「お金がない」と断ると、学生ローンで借金をするように指示された。高額な借金なので、不安…
- ② 「株取引でもうかる」という情報商材をカードで決済した。高額で支払えないので、解約したい…
- ③ 暗号資産で投資する契約をしたが、説明と違い、全く配当が入らない。

「消費者庁イラスト集より」

トラブルにあわないために気をつけたいポイント



- ◆「みんな借りている」、「すぐにお金を取り戻せる」などと言われてもうのみにせず、実態や仕組みが分からないもうけ話には関わらないようにしましょう。
- ◆友人や知人からの勧誘が断りにくいと思っても、自分にとって不要な契約であれば、「いりません」、「やめます」など、はっきりと断るようにしましょう。また、使用目的や職業、収入などについてうそをついて借りるように指示をされても、応じないようにしましょう。



未成年者が親権者などの同意を得ずに契約をした場合、未成年者取消権により契約を取り消すことができましたが、成年年齢が18歳に引き下げられた現在、18歳、19歳の皆さんは原則、一方的に契約をやめることができません。「簡単に稼げる」、「もうかる」ことを強調する広告などは安易に信じないようにしましょう。

また、独立行政法人国民生活センターでは、他にも若者向けの様々な注意喚起が公表されています。是非、参考にして下さい。

(https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html)



クーリング・オフの通知がメール等で出来るようになりました！！

契約をした後でも無条件で契約の解除ができるクーリング・オフの通知は、ハガキでしか通知が出来ませんでした。法律（特定商取引法）の改正により、令和4年6月1日から、電磁的記録（メールやFAXなど）による通知が出来るようになりました。クーリング・オフ制度については、次号（11月号）で詳しくご紹介します。

日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう。



【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時～12時・午後1時～4時

河南町消費生活だより

令和4年11月発行 第47号



クーリング・オフ制度を活用しよう！

契約は、「申し込み」と「承諾」により成立します。契約には法的な責任が伴うため、いったん契約すると、原則、一方の都合だけで契約をやめることはできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち性の高い勧誘においては、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除することができる制度があります。

そこで第47号では、「クーリング・オフ制度」について紹介します。



クーリング・オフができる取引と期間

訪問販売	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステティック、美容医療、語学教室など)	
訪問購入	
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職、モニター商法)	



《 記載例 》

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○

契約金額 ○○○円

販売会社 株式会社○○

○○営業所

担当者 ○○○○氏

支払った代金○○円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。

日付

契約者の住所・氏名

ワンポイントアドバイス



- ◆クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算します。
- ◆書面の記載内容に不備がある時は、所定の期間をすぎてもクーリング・オフできる場合があります。
- ◆**通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。**
- ◆クーリング・オフは、書面(ハガキ可)または電磁的記録(電子メール、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム、SNS、FAX など)で行います。
- ◆クレジット契約をしている場合は、**販売会社とクレジット会社に同時に通知します。**
- ◆クーリング・オフをハガキで行う場合は、送る前に両面のコピーを取り、特定記録郵便など**発信の記録が残る方法で送りましょう。**電磁的記録で行う場合は、必要事項を入力した後、**送信したメールや送信画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。**

河南町消費生活だより

令和5年2月発行 第48号



「お試し」のつもりが「定期購入」に！？

全国の消費生活センターには、定期購入に関する消費者トラブルが多数報告されています。「スマートフォンのアプリや動画から『お試し価格』といった広告が表示され、1回だけの注文のつもりで気軽に申し込んだところ、その後2回目の商品が届いた…」などという相談が以前から寄せられていますが、最近では、スマートフォンだけではなく、テレビショッピングや新聞の折込広告を見て同様のトラブルにあった…という相談が寄せられています。

そこで、第48号では「定期購入に関する注意点」について考えてみましょう。



相談事例



- ① 新聞の折込広告を見て電話で眼鏡を注文した。その際、「目に良いサプリメントをサンプルで送る。」と言われた。後日、眼鏡とサプリメントが届いたが、明細書を見ると、「1年定期」というサプリメントの定期購入になっていた。注文した覚えはない。
- ② テレビショッピングで見た商品を電話で注文したところ、数か月分の商品の購入を勧められたので、お試しのつもりで注文したところ、定期購入になっていた。

◆問題点◆

- ・テレビショッピングや新聞広告で紹介されていた商品を購入するために事業者と電話をすると、別の商品や数か月分の商品の購入を勧められる。
- ・1回限りの購入のつもりが、定期購入になっている。

トラブルにあわないために…

- ◆ 電話注文時に事業者から勧誘されて契約した場合、クーリング・オフ制度は適用されません。注文時に、事業者から別の商品や数か月分の商品を勧められても、興味がなければはっきりと断るようにしましょう。
また、興味を持った場合でも、すぐには注文せず、定期購入になっていないかなどを理解し、内容が十分に理解できない場合は、はっきりと断るようにしましょう。
- ◆ 商品が届いたら、定期購入の契約になっていないかを納品書などで確認しましょう。
万が一、申し込んでいないのに定期購入になっていたら、すぐに事業者と連絡し、定期購入の契約は申し込んでいないことを伝えましょう。
- ◆ 定期購入をうまく解約できない方も多くおられます。困った場合は、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。

1 8歳までに身につけておきたい消費生活のはなし③

成年年齢が引き下げられてから、半年以上が経ちました。(独)国民生活センターのホームページには、18・19歳の消費者トラブルの状況が公表されています。(2022.10 月末時点)
そこで、シリーズ3回目では、「若者の相談内容」について紹介します。



相談内容TOP5

- 1位 脱毛エステ
- 2位 出会い系サイト・アプリ
- 3位 商品一般
- 4位 他の内職・副業
- 5位 賃貸アパート

《相談事例》

- ・契約したサロンが破産した。どうすればよいか…
- ・異性の悩みを聞くだけで報酬がもらえるというインターネット広告を見てサイトに登録したが、サービスの利用料金や報酬を受け取るための手続き費用などの支払いを何度も求められた…
- ・インターネット検索やSNS広告などをきっかけに副業サイトに登録したが、儲からないので解約したい…



成年になって結んだ契約は、**未成年者契約の取消しはできません!!**
しかし、成年になっても、特定商取引法の訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供(エステや美容医療など)・業務提供誘引販売取引(内職やモニター商法など)に該当する契約は、**クーリング・オフ**ができる場合があります。
少しでも不安に思ったら、**早めに消費生活センターなどに相談することが大切です。**

🎁🌸🌸🌸 成人年齢に関するアンケート結果を公表します 🌸🌸🌸🎁

今年度、町内の中学生及び大学生を対象に、成人年齢に関するアンケートを実施しました。

【集計結果】

▼回答者数 43件 (中学校:25件 大学:18件)

▼アンケート内容

- ①4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを知っていますか。
- ②消費者問題(悪質商法、インターネットトラブル、架空請求など)に関心がありますか。
- ③消費生活に関するトラブルにあった場合、「消費者ホットライン『188』」や「消費生活センター」などの相談窓口があることを知っていますか。

ご協力ありがとうございました!

中 学 生

「消費者問題に関心がある」…60%
「相談窓口を知っている」…60%

大 学 生

「消費者問題に関心がある」…67%
「相談窓口を知っている」…73%

90%以上の生徒や学生が、成年年齢の引き下げについて「知っている」と回答しました。
このアンケート結果をもとに、今後、若者の消費者問題に関する啓発の参考にさせていただきます!!



日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう!

【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時~12時・午後1時~4時